

佐賀県地域防災計画（「第4編 原子力災害対策」）の修正案 新旧対照表

頁	現行	修正案	備考
3	<p>第1章 総則</p> <p>第4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲及び当該地域における防護措置の概要</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲及び当該地域における防護措置の概要</p>	
3	<p>1 予防的防護措置を準備する区域（Precautionary Action Zone。以下、「PAZ」という。）及びPAZにおける防護措置の概要（略）</p> <p>ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者</p> <p>なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZ外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。</p> <p>また、上記緊急事態への万が一の進展に備え、さらに前段階として、玄海町で震度5弱又は5強の地震が発生した場合を、「情報収集事態」とし、国、県、玄海町及び関係周辺市（唐津市及び伊万里市をいう。以下同じ。）の間に連絡体制の確立等を行う。</p>	<p>1 予防的防護措置を準備する区域（Precautionary Action Zone。以下、「PAZ」という。）及びPAZにおける防護措置の概要（略）</p> <p>ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者</p> <p>なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZ外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。</p> <p>また、上記緊急事態への万が一の進展に備え、さらに前段階として、玄海町で震度5弱又は5強の地震が発生した場合等を、「情報収集事態」とし、国、県、玄海町及び関係周辺市（唐津市及び伊万里市をいう。以下同じ。）の間に連絡体制の確立等を行う。</p>	国基本計画の修正に伴う修正
13	<p>第2章 災害予防対策</p> <p>第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携</p> <p>国（原子力防災専門官、上席放射線防災専門官）、玄海町、関係周辺市、 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、環境センター）</p>	<p>第2章 災害予防対策</p> <p>第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携</p> <p>国（原子力防災専門官、上席放射線防災専門官）、玄海町、関係周辺市、 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、環境センター）</p>	
13	<p>1 県、玄海町及び関係周辺市は、原子力防災専門官と、地域防災計画（原子力災害対策）の作成、原子力事業者の防災対策に関する事項、防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、周辺住民への原子力防災に関する普及啓発、事故時の連絡体制などの緊急時の対応等について、平常時から密接な連携を図るものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>1 県、玄海町及び関係周辺市は、原子力防災専門官と、地域防災計画（原子力災害対策）の作成、原子力事業者の防災対策に関する事項、防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、周辺住民への原子力防災に関する普及啓発、事故時の連絡体制などの緊急時の対応等について、平時から密接な連携を図るものとする。</p> <p>（略）</p>	国基本計画の修正に伴う修正
13	<p>第5節 情報の収集、連絡体制等の整備</p> <p>国（原子力規制委員会、内閣府、消防庁、原子力防災専門官、海上保安部）、県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、非常通信連絡会、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）</p>	<p>第5節 情報の収集、連絡体制等の整備</p> <p>国（原子力規制委員会、内閣府、消防庁、原子力防災専門官、海上保安部）、県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、非常通信連絡会、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）</p>	
14	<p>（略）</p> <p>2 情報の分析整理と活用体制の整備（略）</p> <p>(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進</p> <p>県、国、玄海町、関係周辺市及び原子力事業者は、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるとともに、それらの情報について、防災関係機関の利用の促進が図られるよう情報のデータベース化等の推進に努める。</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>2 情報の分析整理と活用体制の整備（略）</p> <p>(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進</p> <p>県、国、玄海町、関係周辺市及び原子力事業者は、平時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるとともに、それらの情報について、防災関係機関の利用の促進が図られるよう情報のデータベース化等の推進に努める。</p> <p>（略）</p>	国基本計画の修正に伴う修正

頁	現行	修正案	備考				
	(3) 防災対策上必要とされる資料のオフサイトセンター等への備え付け (略) ウ 周辺地域の気象資料や <u>平常時</u> のモニタリング等に関する資料 (略)	(3) 防災対策上必要とされる資料のオフサイトセンター等への備え付け (略) ウ 周辺地域の気象資料や <u>平時</u> のモニタリング等に関する資料 (略)	国基本計画の修正に伴う修正				
16	<table border="1" data-bbox="222 472 1409 661"> <tr> <td data-bbox="222 472 617 661">第6節 組織体制等の整備</td> <td data-bbox="617 472 1409 661"> 国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官）、玄海町、関係周辺市、原子力事業者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、各部(局)関係所属、関係各課） </td> </tr> </table>	第6節 組織体制等の整備	国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官）、玄海町、関係周辺市、原子力事業者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、各部(局)関係所属、関係各課）	<table border="1" data-bbox="1510 472 2697 661"> <tr> <td data-bbox="1510 472 1905 661">第6節 組織体制等の整備</td> <td data-bbox="1905 472 2697 661"> 国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官）、玄海町、関係周辺市、原子力事業者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、各部(局)関係所属、関係各課） </td> </tr> </table>	第6節 組織体制等の整備	国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官）、玄海町、関係周辺市、原子力事業者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、各部(局)関係所属、関係各課）	
第6節 組織体制等の整備	国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官）、玄海町、関係周辺市、原子力事業者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、各部(局)関係所属、関係各課）						
第6節 組織体制等の整備	国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官）、玄海町、関係周辺市、原子力事業者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、各部(局)関係所属、関係各課）						
17	(略) 6 オフサイトセンターの整備 県は、国と連携してオフサイトセンターを整備し、 <u>平常時</u> から訓練等に活用する。 (略)	(略) 6 オフサイトセンターの整備 県は、国と連携してオフサイトセンターを整備し、 <u>平時</u> から訓練等に活用する。 (略)	国基本計画の修正に伴う修正				
18	<table border="1" data-bbox="222 921 1409 1165"> <tr> <td data-bbox="222 921 617 1165">第7節 緊急時モニタリング体制の整備</td> <td data-bbox="617 921 1409 1165"> 国（原子力規制委員会、その他関係省庁）、玄海町、関係周辺市、その他市町、指定公共機関、原子力事業者、その他モニタリング関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、環境センター、医務課、健康福祉政策課、関係各課） </td> </tr> </table>	第7節 緊急時モニタリング体制の整備	国（原子力規制委員会、その他関係省庁）、玄海町、関係周辺市、その他市町、指定公共機関、原子力事業者、その他モニタリング関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、環境センター、医務課、健康福祉政策課、関係各課）	<table border="1" data-bbox="1510 921 2697 1165"> <tr> <td data-bbox="1510 921 1905 1165">第7節 緊急時モニタリング体制の整備</td> <td data-bbox="1905 921 2697 1165"> 国（原子力規制委員会、その他関係省庁）、玄海町、関係周辺市、その他市町、指定公共機関、原子力事業者、その他モニタリング関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、環境センター、医務課、健康福祉政策課、関係各課） </td> </tr> </table>	第7節 緊急時モニタリング体制の整備	国（原子力規制委員会、その他関係省庁）、玄海町、関係周辺市、その他市町、指定公共機関、原子力事業者、その他モニタリング関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、環境センター、医務課、健康福祉政策課、関係各課）	
第7節 緊急時モニタリング体制の整備	国（原子力規制委員会、その他関係省庁）、玄海町、関係周辺市、その他市町、指定公共機関、原子力事業者、その他モニタリング関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、環境センター、医務課、健康福祉政策課、関係各課）						
第7節 緊急時モニタリング体制の整備	国（原子力規制委員会、その他関係省庁）、玄海町、関係周辺市、その他市町、指定公共機関、原子力事業者、その他モニタリング関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、環境センター、医務課、健康福祉政策課、関係各課）						
18	(略) 2 <u>平常時</u> のモニタリングの実施 県は、緊急時における原子力施設からの放出された放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、 <u>平常時</u> から環境放射線モニタリングを適切に実施する。 (略) 6 緊急時モニタリング資機材の整備・維持 県は、 <u>平常時</u> の環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングを適切に実施するため、モニタリングポスト、電子線量計、可搬型の環境放射線モニタリング資機材、環境試料分析装置、並びに携帯電話等の連絡手段等を整備、維持するとともに、その操作の習熟に努める。 (略) 8 訓練等を通じた測定品質の向上 県は、 <u>平常時</u> から、国、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者及び関係指定公共機関等と定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて緊密な連携意思疎通を深め、測定品質の向上に努める。 (略)	(略) 2 <u>平時</u> のモニタリングの実施 県は、緊急時における原子力施設からの放出された放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、 <u>平時</u> から環境放射線モニタリングを適切に実施する。 (略) 6 緊急時モニタリング資機材の整備・維持 県は、 <u>平時</u> の環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングを適切に実施するため、モニタリングポスト、電子線量計、可搬型の環境放射線モニタリング資機材、環境試料分析装置、並びに携帯電話等の連絡手段等を整備、維持するとともに、その操作の習熟に努める。 (略) 8 訓練等を通じた測定品質の向上 県は、 <u>平時</u> から、国、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者及び関係指定公共機関等と定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて緊密な連携意思疎通を深め、測定品質の向上に努める。 (略)	国基本計画の修正に伴う修正				

頁	現行	修正案	備考
19	<p>第8節 広域防災体制の整備</p> <p>国（原子力規制委員会、内閣府、警察庁、消防庁、自衛隊、原子力防災専門官）、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、関係道府県、県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、原子力災害医療関係機関等、その他防災関係機関</p> <p>県（危機管理防災課、原子力安全対策課、医務課、防災航空センター）</p>	<p>第8節 広域防災体制の整備</p> <p>国（原子力規制委員会、内閣府、警察庁、消防庁、自衛隊、原子力防災専門官）、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、関係道府県、県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、原子力災害医療関係機関等、その他防災関係機関</p> <p>県（危機管理防災課、原子力安全対策課、医務課、防災航空センター）</p>	
19 20	<p>(略)</p> <p>1 防災関係機関相互の情報交換</p> <p>県は、<u>平常時</u>から原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、原子力施設が立地する道府県（以下「関係道府県」という。）、九州・山口の各県、玄海町、関係周辺市、自衛隊、県警察、消防機関、海上保安庁、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者及びその他防災関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。</p> <p>2 広域的な応援協力体制の整備</p> <p>(1) 広域的な応援協力体制の整備</p> <p>県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（<u>「避難住民、車両、家庭動物携行物品等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査」</u>をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請及び他の都道府県からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。</p> <p>(略)</p> <p>5 自衛隊の災害派遣要請等の体制の整備</p> <p>県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡窓口、連絡の方法を取り決めておくなど必要な体制を整備する。また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、<u>平常時より</u>その想定を行うとともに、関係部隊と事前に調整を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>1 防災関係機関相互の情報交換</p> <p>県は、<u>平時</u>から原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、原子力施設が立地する道府県（以下「関係道府県」という。）、九州・山口の各県、玄海町、関係周辺市、自衛隊、県警察、消防機関、海上保安庁、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者及びその他防災関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。</p> <p>2 広域的な応援協力体制の整備</p> <p>(1) 広域的な応援協力体制の整備</p> <p>県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（<u>「国からの指示に基づき、避難や一時移転を行う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査」</u>をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請及び他の都道府県からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。</p> <p>(略)</p> <p>5 自衛隊の災害派遣要請等の体制の整備</p> <p>県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡窓口、連絡の方法を取り決めておくなど必要な体制を整備する。また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、<u>平時から</u>その想定を行うとともに、関係部隊と事前に調整を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>国基本計画の修正に伴う修正</p> <p>国基本計画の修正に伴う修正</p> <p>国基本計画の修正に伴う修正</p>
21	<p>第9節 避難収容活動体制の整備</p> <p>国（原子力規制委員会、内閣府、海上保安部、自衛隊）、県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関</p> <p>県（危機管理防災課、法務私学課、多文化共生さが推進課、健康福祉政策課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、産業政策課、教育総務課、学校教育課）</p>	<p>第9節 避難収容活動体制の整備</p> <p>国（原子力規制委員会、内閣府、海上保安部、自衛隊）、県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関</p> <p>県（危機管理防災課、法務私学課、多文化共生さが推進課、健康福祉政策課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、産業政策課、教育総務課、学校教育課）</p>	

頁	現行	修正案	備考
22	<p>県、玄海町、関係周辺市、消防機関及びその他防災関係機関は、住民等の安全確保を図るため、<u>平常時</u>から屋内退避及び住民避難の場合における体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>2 指定避難所等の指定等</p> <p>(1) 避難所</p> <p>県は、玄海町、関係周辺市に対し、学校や公民館等の公共的施設を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るよう助言する。また、一般の指定避難所では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努めるよう助言するものとする。</p> <p>玄海町、関係周辺市は、学校や公民館等の公共的施設を対象に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所を避難所としてあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。また、一般の指定避難所では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所に指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</p> <p>玄海町、関係周辺市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p>また、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>県、玄海町、関係周辺市、消防機関及びその他防災関係機関は、住民等の安全確保を図るため、<u>平時</u>から屋内退避及び住民避難の場合における体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>2 指定避難所等の指定等</p> <p>(1) 避難所</p> <p>県は、玄海町、関係周辺市に対し、学校や公民館等の公共的施設を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所<u>等</u>をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るよう助言する。また、一般の指定避難所<u>等</u>では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努めるよう助言するものとする。</p> <p>玄海町、関係周辺市は、学校や公民館等の公共的施設を対象に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所<u>等</u>を避難所としてあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。また、一般の指定避難所<u>等</u>では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所に指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</p> <p>玄海町、関係周辺市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所<u>等</u>を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p>また、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>国基本計画の修正に伴う修正</p> <p>国基本計画の修正に伴う修正</p> <p>国基本計画の修正に伴う修正</p>
23	<p>3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備</p> <p>(略)</p> <p>玄海町及び関係周辺市は、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、<u>平常時</u>から消防団や民生委員・児童委員、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、避難行動要支援者の全体計画等を整備するとともに、避難行動要支援者の個人計画については、作成後も登録者及び計画の内容を、適宜、更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。</p> <p>なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について、十分配慮する。</p> <p>(避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・更新等)</p> <p>玄海町、関係周辺市及びその他市町は、<u>平常時より</u>避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、玄海町、関係周辺市及びその他市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等</p>	<p>3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備</p> <p>(略)</p> <p>玄海町及び関係周辺市は、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、<u>平時</u>から消防団や民生委員・児童委員、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、避難行動要支援者の全体計画等を整備するとともに、避難行動要支援者の個人計画については、作成後も登録者及び計画の内容を、適宜、更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。</p> <p>なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について、十分配慮する。</p> <p>(避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・更新等)</p> <p>玄海町、関係周辺市及びその他市町は、<u>平時から</u>避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、玄海町、関係周辺市及びその他市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の</p>	<p>国基本計画の修正に伴う修正</p> <p>国基本計画の修正に伴う修正</p>

頁	現行	修正案	備考				
24	<p>の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>7 指定避難所における避難方法等の周知</p> <p>県は、玄海町及び関係周辺市に対し、指定避難所や避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所、避難方法、屋内退避の方法について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の避難行動を講ずべきことも留意するものとする。</p> <p>また、その他市町に対し、避難者を受け入れる指定避難所における避難方法について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言する。</p> <p>県は、国、玄海町、関係周辺市及び原子力事業者と連携のうえ、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。</p> <p>玄海町及び関係周辺市は、指定避難所における避難方法、屋内退避の方法について、日頃から住民への周知徹底に努める。</p> <p>その他市町は、避難者を受け入れる指定避難所における避難方法について、日頃から住民への周知徹底に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>7 指定避難所等における避難方法等の周知</p> <p>県は、玄海町及び関係周辺市に対し、指定避難所等や避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所、避難方法、屋内退避の方法について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の避難行動を講ずべきことも留意するものとする。</p> <p>また、その他市町に対し、避難者を受け入れる指定避難所等における避難方法について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言する。</p> <p>県は、国、玄海町、関係周辺市及び原子力事業者と連携のうえ、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。</p> <p>玄海町及び関係周辺市は、指定避難所等における避難方法、屋内退避の方法について、日頃から住民への周知徹底に努める。</p> <p>その他市町は、避難者を受け入れる指定避難所等における避難方法について、日頃から住民への周知徹底に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>国基本計画の修正に伴う修正</p> <p>国基本計画の修正に伴う修正</p>				
29	<table border="1" data-bbox="222 1031 1427 1211"> <tr> <td data-bbox="222 1031 649 1211">第15節 救助・救急、消火及び防護に必要な資機材等の整備</td> <td data-bbox="649 1031 1427 1211">国（原子力防災専門官、海上保安部）、県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、日本赤十字社佐賀県支部、原子力事業者 県（危機管理防災課、原子力安全対策課）</td> </tr> </table>	第15節 救助・救急、消火及び防護に必要な資機材等の整備	国（原子力防災専門官、海上保安部）、県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、日本赤十字社佐賀県支部、原子力事業者 県（危機管理防災課、原子力安全対策課）	<table border="1" data-bbox="1510 1031 2715 1211"> <tr> <td data-bbox="1510 1031 1938 1211">第15節 救助・救急、消火及び防護に必要な資機材等の整備</td> <td data-bbox="1938 1031 2715 1211">国（原子力防災専門官、海上保安部）、県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、日本赤十字社佐賀県支部、原子力事業者 県（危機管理防災課、原子力安全対策課）</td> </tr> </table>	第15節 救助・救急、消火及び防護に必要な資機材等の整備	国（原子力防災専門官、海上保安部）、県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、日本赤十字社佐賀県支部、原子力事業者 県（危機管理防災課、原子力安全対策課）	
第15節 救助・救急、消火及び防護に必要な資機材等の整備	国（原子力防災専門官、海上保安部）、県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、日本赤十字社佐賀県支部、原子力事業者 県（危機管理防災課、原子力安全対策課）						
第15節 救助・救急、消火及び防護に必要な資機材等の整備	国（原子力防災専門官、海上保安部）、県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、日本赤十字社佐賀県支部、原子力事業者 県（危機管理防災課、原子力安全対策課）						
29 30	<p>(略)</p> <p>2 消火活動用資機材等の整備</p> <p>玄海町は、平常時から原子力事業者等と連携し、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保及びその指導に努める。</p> <p>原子力事業者は、平常時から原子力施設における火災等に適切に対処するため、自衛消防体制の整備に努める。</p> <p>消防機関は、平常時から原子力事業者等と連携し、火災等に適切に対処するため、消火活動用資機材の整備に努める。</p> <p>3 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材等の整備</p> <p>(略)</p> <p>(2) 情報交換</p> <p>県、原子力防災専門官、玄海町、関係周辺市及び原子力事業者は、緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のため、平常時から、相互に密接な情報交換を行うものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>2 消火活動用資機材等の整備</p> <p>玄海町は、平時から原子力事業者等と連携し、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保及びその指導に努める。</p> <p>原子力事業者は、平時から原子力施設における火災等に適切に対処するため、自衛消防体制の整備に努める。</p> <p>消防機関は、平時から原子力事業者等と連携し、火災等に適切に対処するため、消火活動用資機材の整備に努める。</p> <p>3 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材等の整備</p> <p>(略)</p> <p>(2) 情報交換</p> <p>県、原子力防災専門官、玄海町、関係周辺市及び原子力事業者は、緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のため、平時から、相互に密接な情報交換を行うものとする。</p>	<p>国基本計画の修正に伴う修正</p> <p>国基本計画の修正に伴う修正</p>				

頁	現行	修正案	備考				
30	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="222 220 652 304">第16節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</td> <td data-bbox="652 220 1478 449">国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官）、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者 県（危機管理防災課、報道課、広報広聴課、長寿社会課、障害福祉課、多文化共生さが推進課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）</td> </tr> </table>	第16節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官）、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者 県（危機管理防災課、報道課、広報広聴課、長寿社会課、障害福祉課、多文化共生さが推進課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1513 220 1944 304">第16節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</td> <td data-bbox="1944 220 2763 449">国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官）、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者 県（危機管理防災課、報道課、広報広聴課、長寿社会課、障害福祉課、多文化共生さが推進課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）</td> </tr> </table>	第16節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官）、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者 県（危機管理防災課、報道課、広報広聴課、長寿社会課、障害福祉課、多文化共生さが推進課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）	
第16節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官）、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者 県（危機管理防災課、報道課、広報広聴課、長寿社会課、障害福祉課、多文化共生さが推進課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）						
第16節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官）、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者 県（危機管理防災課、報道課、広報広聴課、長寿社会課、障害福祉課、多文化共生さが推進課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）						
30	<p>(略)</p> <p>1 情報項目の整理 県、原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、玄海町、関係周辺市、その他市町及び原子力事業者は、情報収集事態（玄海町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態をいう。以下同じ。）、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 住民相談窓口設置体制の整備 県、国、玄海町、関係周辺市、その他市町及び原子力事業者は、住民等からの<u>問い合わせ</u>に対応する住民相談窓口の設置等について、事故の状況に応じて必要な対応を考慮しつつ、24時間受付体制を取ることも含めて、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>1 情報項目の整理 県、原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、玄海町、関係周辺市、その他市町及び原子力事業者は、情報収集事態（玄海町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態<u>等</u>をいう。以下同じ。）、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 住民相談窓口設置体制の整備 県、国、玄海町、関係周辺市、その他市町及び原子力事業者は、住民等からの<u>問合せ</u>に対応する住民相談窓口の設置等について、事故の状況に応じて必要な対応を考慮しつつ、24時間受付体制を取ることも含めて、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>国基本計画の修正に伴う修正</p> <p>国基本計画の修正に伴う修正</p>				
35	<p>第3章 災害応急対策</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="222 1092 652 1176">第2節 通報連絡、情報収集活動</td> <td data-bbox="652 1092 1478 1320">国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、気象台、海上保安部、自衛隊等）、県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）</td> </tr> </table>	第2節 通報連絡、情報収集活動	国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、気象台、海上保安部、自衛隊等）、県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）	<p>第3章 災害応急対策</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1513 1092 1944 1176">第2節 通報連絡、情報収集活動</td> <td data-bbox="1944 1092 2763 1320">国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、気象台、海上保安部、自衛隊等）、県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）</td> </tr> </table>	第2節 通報連絡、情報収集活動	国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、気象台、海上保安部、自衛隊等）、県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）	
第2節 通報連絡、情報収集活動	国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、気象台、海上保安部、自衛隊等）、県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）						
第2節 通報連絡、情報収集活動	国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、気象台、海上保安部、自衛隊等）、県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）						
38	<p>(略)</p> <p>1 施設敷地緊急事態発生情報の連絡等</p> <p>(略)</p> <p>(3) 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合</p> <p>ア 原子力事業者からの通報 原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、経済産業省、県、玄海町、関係周辺市、県警察、消防機関、海上保安部及び原子力防災専門官等に、当該事象発生について文書で送信するとともに、その着信を確認する。また、原子力事業者は原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について報告しなければならない。通報を受けた事象に関する原子力事業者への<u>問い合わせ</u>は、簡潔、明瞭に行うよう努める。</p> <p>イ 国からの連絡 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と<u>緊急事態宣言を発出すべきか否</u></p>	<p>(略)</p> <p>1 施設敷地緊急事態発生情報の連絡等</p> <p>(略)</p> <p>(3) 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合</p> <p>ア 原子力事業者からの通報 原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、経済産業省、県、玄海町、関係周辺市、県警察、消防機関、海上保安部及び原子力防災専門官等に、当該事象発生について文書で送信するとともに、その着信を確認する。また、原子力事業者は原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について報告しなければならない。通報を受けた事象に関する原子力事業者への<u>問合せ</u>は、簡潔、明瞭に行うよう努める。</p> <p>イ 国からの連絡 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認を直ちに行い、事象の概要、事</p>	<p>国基本計画の修正に伴う修正</p>				

頁	現行	修正案	備考																																																	
41	<p><u>かの判断</u>を直ちに行い、事象の概要、事象の進展の見通しなど事故情報等について、官邸（内閣官房）、内閣府、県、玄海町、県警察、その他関係機関及び公衆に連絡する。</p> <p>また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、必要に応じ玄海町及び唐津市に対し、P A Z内の住民等の避難準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を行うよう連絡するとともに、玄海町及び関係周辺市にU P Z内の屋内退避準備を行うよう要請し、U P Z外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備に協力するよう、県を通じて要請する。その際併せて、気象情報を提供するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡</p> <p>ア 原子力事業者の通報</p> <p>原子力事業者は、県、内閣官房、原子力規制委員会、内閣府、玄海町、関係周辺市、県警察、消防機関、海上保安部、原子力防災専門官等に、施設の状態、応急対策活動及び被害の状態等について定期的に文書をもって連絡するとともに、状況に変化がある場合は直ちに連絡する。また、原子力事業者は原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について報告しなければならない。通報を受けた事象に関する原子力事業者への<u>問い合わせ</u>は、簡潔、明瞭に行うよう努める。</p>	<p>象の進展の見通しなど事故情報等について、官邸（内閣官房）、内閣府、県、玄海町、県警察、その他関係機関及び公衆に連絡する。</p> <p>また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、必要に応じ玄海町及び唐津市に対し、P A Z内の住民等の避難準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を行うよう連絡するとともに、玄海町及び関係周辺市にU P Z内の屋内退避準備を行うよう要請し、U P Z外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備に協力するよう、県を通じて要請する。その際併せて、気象情報を提供するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡</p> <p>ア 原子力事業者の通報</p> <p>原子力事業者は、県、内閣官房、原子力規制委員会、内閣府、玄海町、関係周辺市、県警察、消防機関、海上保安部、原子力防災専門官等に、施設の状態、応急対策活動及び被害の状態等について定期的に文書をもって連絡するとともに、状況に変化がある場合は直ちに連絡する。また、原子力事業者は原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について報告しなければならない。通報を受けた事象に関する原子力事業者への<u>問合せ</u>は、簡潔、明瞭に行うよう努める。</p>	国基本計画の修正に伴う修正																																																	
44	<p>第3節 活動体制の確立</p> <p>国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、自衛隊等） 県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、医務課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）</p>	<p>第3節 活動体制の確立</p> <p>国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、自衛隊等） 県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、医務課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）</p>																																																		
45	<p>(略)</p> <p>(災害警戒対策本部の配備体制、所掌事務)</p> <table border="1" data-bbox="240 1360 1442 1927"> <thead> <tr> <th>部(局)名</th> <th>課(室)名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">政策部</td> <td>さが政策推進チーム</td> <td>○ 政策部内の連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>広報広聴課</td> <td>○ 県民からの<u>問い合わせ</u>に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">危機管理・報道局</td> <td rowspan="3">危機管理防災課</td> <td>○ 県災害警戒対策本部の設置、運営に関すること</td> </tr> <tr> <td>○ 災害情報の収集及び状況の把握に関すること</td> </tr> <tr> <td>○ 国、原子力防災専門官、避難計画策定市町及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>報道課</td> <td>○ 報道機関との連絡及び相互協力に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>法務私学課</td> <td>○ 総務部内の連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>唐津県税事務所</td> <td>○ オフサイトセンターの設営準備に関すること</td> </tr> <tr> <td>地域交流部</td> <td>さが創生推進課</td> <td>○ 地域交流部内の連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>文化・観光局</td> <td>文化課</td> <td>○ 社会教育施設(博物館に限る。)の状況把握に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	部(局)名	課(室)名	所掌事務	政策部	さが政策推進チーム	○ 政策部内の連絡調整に関すること	広報広聴課	○ 県民からの <u>問い合わせ</u> に関すること	危機管理・報道局	危機管理防災課	○ 県災害警戒対策本部の設置、運営に関すること	○ 災害情報の収集及び状況の把握に関すること	○ 国、原子力防災専門官、避難計画策定市町及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること	報道課	○ 報道機関との連絡及び相互協力に関すること	総務部	法務私学課	○ 総務部内の連絡調整に関すること	唐津県税事務所	○ オフサイトセンターの設営準備に関すること	地域交流部	さが創生推進課	○ 地域交流部内の連絡調整に関すること	文化・観光局	文化課	○ 社会教育施設(博物館に限る。)の状況把握に関すること	<p>(略)</p> <p>(災害警戒対策本部の配備体制、所掌事務)</p> <table border="1" data-bbox="1528 1360 2730 1927"> <thead> <tr> <th>部(局)名</th> <th>課(室)名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">政策部</td> <td>さが政策推進チーム</td> <td>○ 政策部内の連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>広報広聴課</td> <td>○ 県民からの<u>問合せ</u>に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">危機管理・報道局</td> <td rowspan="3">危機管理防災課</td> <td>○ 県災害警戒対策本部の設置、運営に関すること</td> </tr> <tr> <td>○ 災害情報の収集及び状況の把握に関すること</td> </tr> <tr> <td>○ 国、原子力防災専門官、避難計画策定市町及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>報道課</td> <td>○ 報道機関との連絡及び相互協力に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>法務私学課</td> <td>○ 総務部内の連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>唐津県税事務所</td> <td>○ オフサイトセンターの設営準備に関すること</td> </tr> <tr> <td>地域交流部</td> <td>さが創生推進課</td> <td>○ 地域交流部内の連絡調整に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	部(局)名	課(室)名	所掌事務	政策部	さが政策推進チーム	○ 政策部内の連絡調整に関すること	広報広聴課	○ 県民からの <u>問合せ</u> に関すること	危機管理・報道局	危機管理防災課	○ 県災害警戒対策本部の設置、運営に関すること	○ 災害情報の収集及び状況の把握に関すること	○ 国、原子力防災専門官、避難計画策定市町及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること	報道課	○ 報道機関との連絡及び相互協力に関すること	総務部	法務私学課	○ 総務部内の連絡調整に関すること	唐津県税事務所	○ オフサイトセンターの設営準備に関すること	地域交流部	さが創生推進課	○ 地域交流部内の連絡調整に関すること	国基本計画の修正に伴う修正
部(局)名	課(室)名	所掌事務																																																		
政策部	さが政策推進チーム	○ 政策部内の連絡調整に関すること																																																		
	広報広聴課	○ 県民からの <u>問い合わせ</u> に関すること																																																		
危機管理・報道局	危機管理防災課	○ 県災害警戒対策本部の設置、運営に関すること																																																		
		○ 災害情報の収集及び状況の把握に関すること																																																		
		○ 国、原子力防災専門官、避難計画策定市町及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること																																																		
報道課	○ 報道機関との連絡及び相互協力に関すること																																																			
総務部	法務私学課	○ 総務部内の連絡調整に関すること																																																		
	唐津県税事務所	○ オフサイトセンターの設営準備に関すること																																																		
地域交流部	さが創生推進課	○ 地域交流部内の連絡調整に関すること																																																		
文化・観光局	文化課	○ 社会教育施設(博物館に限る。)の状況把握に関すること																																																		
部(局)名	課(室)名	所掌事務																																																		
政策部	さが政策推進チーム	○ 政策部内の連絡調整に関すること																																																		
	広報広聴課	○ 県民からの <u>問合せ</u> に関すること																																																		
危機管理・報道局	危機管理防災課	○ 県災害警戒対策本部の設置、運営に関すること																																																		
		○ 災害情報の収集及び状況の把握に関すること																																																		
		○ 国、原子力防災専門官、避難計画策定市町及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること																																																		
報道課	○ 報道機関との連絡及び相互協力に関すること																																																			
総務部	法務私学課	○ 総務部内の連絡調整に関すること																																																		
	唐津県税事務所	○ オフサイトセンターの設営準備に関すること																																																		
地域交流部	さが創生推進課	○ 地域交流部内の連絡調整に関すること																																																		

頁	現行			修正案			備考
46		観光課	○ 観光客数等の状況把握に関する事	文化・観光局	文化課	○ 社会教育施設（博物館に限る。）の状況把握に関する事	組織改正に伴う修正
		SAGA2024・SSP推進局 SAGAスポーツピラミッド推進グループ スポーツ課	○ 体育施設の状況把握に関する事	SSP推進局	SAGAスポーツピラミッド推進チーム	○ 観光客数等の状況把握に関する事 ○ 体育施設の状況把握に関する事	
	県民環境部	原子力安全対策課	○ 国、原子力防災専門官、避難計画策定市町及び原子力発電所防災管理者との連絡調整に関する事 ○ 原子力施設の状況把握に関する事	県民環境部	原子力安全対策課	○ 国、原子力防災専門官、避難計画策定市町及び原子力発電所防災管理者との連絡調整に関する事 ○ 原子力施設の状況把握に関する事	
		県民協働課	○ 県民環境部内の連絡調整に関する事		県民協働課	○ 県民環境部内の連絡調整に関する事	
		まなび課	○ 社会教育施設（博物館を除く。）の状況把握に関する事		まなび課	○ 社会教育施設（博物館を除く。）の状況把握に関する事	
		環境センター	○ 緊急モニタリング本部の設置及び運営に関する事 ○ 緊急時モニタリングの実施に関する事 ○ 緊急時モニタリング要員等の派遣に関する事 ○ 緊急時モニタリングセンターの設置準備に関する事		環境センター	○ 緊急モニタリング本部の設置及び運営に関する事 ○ 緊急時モニタリングの実施に関する事 ○ 緊急時モニタリング要員等の派遣に関する事 ○ 緊急時モニタリングセンターの設置準備に関する事	
	健康福祉部	健康福祉政策課	○ 健康福祉部内の連絡調整に関する事 ○ 福祉関係施設の状況把握に関する事	健康福祉部	健康福祉政策課	○ 健康福祉部内の連絡調整に関する事 ○ 福祉関係施設の状況把握に関する事	
		医務課	○ 医療関係機関との連絡調整に関する事 ○ 医療関係施設の状況把握に関する事		医務課	○ 医療関係機関との連絡調整に関する事 ○ 医療関係施設の状況把握に関する事	
		唐津保健福祉事務所 伊万里保健福祉事務所	○ 医療関係施設の状況把握に関する事 ○ 緊急時モニタリングへの協力に関する事		唐津保健福祉事務所 伊万里保健福祉事務所	○ 医療関係施設の状況把握に関する事 ○ 緊急時モニタリングへの協力に関する事	
	男女参画・こども局	こども未来課、こども家庭課	○ 子ども・子育て関連施設の状況把握に関する事	男女参画・こども局	こども未来課、こども家庭課	○ 子ども・子育て関連施設の状況把握に関する事	
	産業労働部	産業政策課	○ 産業労働部内の連絡調整に関する事 ○ 輸送関係機関の状況把握に関する事	産業労働部	産業政策課	○ 産業労働部内の連絡調整に関する事 ○ 輸送関係機関の状況把握に関する事	
	農林水産部	農政企画課	○ 農林水産部内の連絡調整に関する事 ○ 農林水産物の出荷状況等の把握に関する事	農林水産部	農政企画課	○ 農林水産部内の連絡調整に関する事 ○ 農林水産物の出荷状況等の把握に関する事	
		水産課	○ 漁獲等の状況把握に関する事		水産課	○ 漁獲等の状況把握に関する事	
	県土整備部	県土企画課	○ 県土整備部内の連絡調整に関する事	県土整備部	県土企画課	○ 県土整備部内の連絡調整に関する事	
		道路課	○ 道路状況の把握に関する事		道路課	○ 道路状況の把握に関する事	
		唐津土木事務所 伊万里土木事務所	○ 道路状況の把握に関する事		唐津土木事務所 伊万里土木事務所	○ 道路状況の把握に関する事	
	教育委員会事務局	教育総務課	○ 教育委員会事務局内の連絡調整に関する事 ○ 教育関連施設の状況把握に関する事	教育委員会事務局	教育総務課	○ 教育委員会事務局内の連絡調整に関する事 ○ 教育関連施設の状況把握に関する事	
	警察本部	警備第二課	○ 警察本部内の連絡調整に関する事	警察本部	警備第二課	○ 警察本部内の連絡調整に関する事	
		(略)			(略)		

頁	現行	修正案	備考																
48	<p style="text-align: center;">【現地災害対策本部の組織】</p>	<p style="text-align: center;">【現地災害対策本部の組織】</p>	県現地災害対策本部マニュアルの修正に伴う修正																
49	<p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">対策部 対策部長</th> <th style="width: 15%;">対策部長の 担当事務</th> <th style="width: 30%;">左の主な内容</th> <th style="width: 45%;">関係 (対応) 課等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括対策部 ●副知事</td> <td> 災害対策の総括 ◇危機管理・報道局長 ◇県民環境部副部長 ※総括対策部に、各対策部から、原則として副部長級職員1名及び課長級職員1名、その他職員1名を配置。 (所属は総括対策部とする。) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策の総合調整及び推進に関すること ・本表においていずれの対策部にも属さない事務に係る処理の指示に関すること (情報収集関係) ・災害・被害状況の把握に関すること ・市町や関係機関への情報提供、国への報告に関すること (分析・企画関係) ・災害対策本部及び現地対策本部の設置・運営に関すること ・現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会に関すること ・災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関すること ・防護対策及び防護対策区域の検討に関すること ・避難の総合的な進行管理に関すること (調整関係) ・市町との連絡・全体調整に関すること (行政機能の移転及び業務支援の調整に関するを含む) ・国の現地災害対策本部との連絡調整に関すること ・自衛隊への出動準備要請、災害派遣要請、受入に関すること ・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊の受入・調整に関すること ・国、他県等関係機関への応援要請・専門家等の派遣要請・活動調整に関すること (広域避難の調整含む) ・防災関係機関、企業及び県民等に対する指示、協力要請及び連絡調整に関すること </td> <td> さが政策推進チーム 危機管理防災課 原子力安全対策課 ほか ※長期的対応が必要な場合等はパーマネントスタッフによる補充も行う </td> </tr> </tbody> </table>	対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係 (対応) 課等	総括対策部 ●副知事	災害対策の総括 ◇危機管理・報道局長 ◇県民環境部副部長 ※総括対策部に、各対策部から、原則として副部長級職員1名及び課長級職員1名、その他職員1名を配置。 (所属は総括対策部とする。)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策の総合調整及び推進に関すること ・本表においていずれの対策部にも属さない事務に係る処理の指示に関すること (情報収集関係) ・災害・被害状況の把握に関すること ・市町や関係機関への情報提供、国への報告に関すること (分析・企画関係) ・災害対策本部及び現地対策本部の設置・運営に関すること ・現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会に関すること ・災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関すること ・防護対策及び防護対策区域の検討に関すること ・避難の総合的な進行管理に関すること (調整関係) ・市町との連絡・全体調整に関すること (行政機能の移転及び業務支援の調整に関するを含む) ・国の現地災害対策本部との連絡調整に関すること ・自衛隊への出動準備要請、災害派遣要請、受入に関すること ・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊の受入・調整に関すること ・国、他県等関係機関への応援要請・専門家等の派遣要請・活動調整に関すること (広域避難の調整含む) ・防災関係機関、企業及び県民等に対する指示、協力要請及び連絡調整に関すること 	さが政策推進チーム 危機管理防災課 原子力安全対策課 ほか ※長期的対応が必要な場合等はパーマネントスタッフによる補充も行う	<p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">対策部 対策部長</th> <th style="width: 15%;">対策部長の 担当事務</th> <th style="width: 30%;">左の主な内容</th> <th style="width: 45%;">関係 (対応) 課等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括対策部 ●副知事</td> <td> 災害対策の総括 ◇危機管理・報道局長 ◇県民環境部副部長 ※総括対策部に、各対策部から、原則として副部長級職員1名及び課長級職員1名、その他職員1名を配置。 (所属は総括対策部とする。) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策の総合調整及び推進に関すること ・本表においていずれの対策部にも属さない事務に係る処理の指示に関すること (情報収集関係) ・災害・被害状況の把握に関すること ・市町や関係機関への情報提供、国への報告に関すること (分析・企画関係) ・災害対策本部及び現地対策本部の設置・運営に関すること ・現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会に関すること ・災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関すること ・防護対策及び防護対策区域の検討に関すること ・避難の総合的な進行管理に関すること (調整関係) ・市町との連絡・全体調整に関すること (行政機能の移転及び業務支援の調整に関するを含む) ・国の現地災害対策本部との連絡調整に関すること ・自衛隊への出動準備要請、災害派遣要請、受入に関すること ・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊の受入・調整に関すること ・国、他県等関係機関への応援要請・専門家等の派遣要請・活動調整に関すること (広域避難の調整含む) ・防災関係機関、企業及び県民等に対する指示、協力要請及び連絡調整に関すること </td> <td> さが政策推進チーム 危機管理防災課 原子力安全対策課 ほか ※長期的対応が必要な場合等はパーマネントスタッフによる補充も行う </td> </tr> </tbody> </table>	対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係 (対応) 課等	総括対策部 ●副知事	災害対策の総括 ◇危機管理・報道局長 ◇県民環境部副部長 ※総括対策部に、各対策部から、原則として副部長級職員1名及び課長級職員1名、その他職員1名を配置。 (所属は総括対策部とする。)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策の総合調整及び推進に関すること ・本表においていずれの対策部にも属さない事務に係る処理の指示に関すること (情報収集関係) ・災害・被害状況の把握に関すること ・市町や関係機関への情報提供、国への報告に関すること (分析・企画関係) ・災害対策本部及び現地対策本部の設置・運営に関すること ・現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会に関すること ・災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関すること ・防護対策及び防護対策区域の検討に関すること ・避難の総合的な進行管理に関すること (調整関係) ・市町との連絡・全体調整に関すること (行政機能の移転及び業務支援の調整に関するを含む) ・国の現地災害対策本部との連絡調整に関すること ・自衛隊への出動準備要請、災害派遣要請、受入に関すること ・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊の受入・調整に関すること ・国、他県等関係機関への応援要請・専門家等の派遣要請・活動調整に関すること (広域避難の調整含む) ・防災関係機関、企業及び県民等に対する指示、協力要請及び連絡調整に関すること 	さが政策推進チーム 危機管理防災課 原子力安全対策課 ほか ※長期的対応が必要な場合等はパーマネントスタッフによる補充も行う	
対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係 (対応) 課等																
総括対策部 ●副知事	災害対策の総括 ◇危機管理・報道局長 ◇県民環境部副部長 ※総括対策部に、各対策部から、原則として副部長級職員1名及び課長級職員1名、その他職員1名を配置。 (所属は総括対策部とする。)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策の総合調整及び推進に関すること ・本表においていずれの対策部にも属さない事務に係る処理の指示に関すること (情報収集関係) ・災害・被害状況の把握に関すること ・市町や関係機関への情報提供、国への報告に関すること (分析・企画関係) ・災害対策本部及び現地対策本部の設置・運営に関すること ・現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会に関すること ・災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関すること ・防護対策及び防護対策区域の検討に関すること ・避難の総合的な進行管理に関すること (調整関係) ・市町との連絡・全体調整に関すること (行政機能の移転及び業務支援の調整に関するを含む) ・国の現地災害対策本部との連絡調整に関すること ・自衛隊への出動準備要請、災害派遣要請、受入に関すること ・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊の受入・調整に関すること ・国、他県等関係機関への応援要請・専門家等の派遣要請・活動調整に関すること (広域避難の調整含む) ・防災関係機関、企業及び県民等に対する指示、協力要請及び連絡調整に関すること 	さが政策推進チーム 危機管理防災課 原子力安全対策課 ほか ※長期的対応が必要な場合等はパーマネントスタッフによる補充も行う																
対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係 (対応) 課等																
総括対策部 ●副知事	災害対策の総括 ◇危機管理・報道局長 ◇県民環境部副部長 ※総括対策部に、各対策部から、原則として副部長級職員1名及び課長級職員1名、その他職員1名を配置。 (所属は総括対策部とする。)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策の総合調整及び推進に関すること ・本表においていずれの対策部にも属さない事務に係る処理の指示に関すること (情報収集関係) ・災害・被害状況の把握に関すること ・市町や関係機関への情報提供、国への報告に関すること (分析・企画関係) ・災害対策本部及び現地対策本部の設置・運営に関すること ・現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会に関すること ・災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関すること ・防護対策及び防護対策区域の検討に関すること ・避難の総合的な進行管理に関すること (調整関係) ・市町との連絡・全体調整に関すること (行政機能の移転及び業務支援の調整に関するを含む) ・国の現地災害対策本部との連絡調整に関すること ・自衛隊への出動準備要請、災害派遣要請、受入に関すること ・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊の受入・調整に関すること ・国、他県等関係機関への応援要請・専門家等の派遣要請・活動調整に関すること (広域避難の調整含む) ・防災関係機関、企業及び県民等に対する指示、協力要請及び連絡調整に関すること 	さが政策推進チーム 危機管理防災課 原子力安全対策課 ほか ※長期的対応が必要な場合等はパーマネントスタッフによる補充も行う																

頁	現行				修正案				備考
50			<ul style="list-style-type: none"> ・国等関係機関への陳情等に関する事 ・視察・調査の対応、応接に関する事 ・被災地の慰問、激励等への対応に関する事 ・航空運用調整に関する事 (原子力施設関係) ・原子力施設との連絡に関する事 ・原子力施設の状況把握に関する事 ・原子力事業者の防災管理者との連絡調整に関する事 ・原子力施設に係る情報の整理、公表、説明に関する事 				<ul style="list-style-type: none"> ・国等関係機関への陳情等に関する事 ・視察・調査の対応、応接に関する事 ・被災地の慰問、激励等への対応に関する事 ・航空運用調整に関する事 (原子力施設関係) ・原子力施設との連絡に関する事 ・原子力施設の状況把握に関する事 ・原子力事業者の防災管理者との連絡調整に関する事 ・原子力施設に係る情報の整理、公表、説明に関する事 		
	<p>情報通信対策部</p> <p>●総務部長</p>	<p>情報通信手段の確保等</p> <p>◇行政デジタル推進課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁ポータル及び職員ポータルの維持・復旧に関する事 ・被災市町のICTに係る助言に関する事 ・公共ネットワーク、情報系ネットワークの復旧・整備に関する事（代替通信手段の確保含む） ・重要システムの非常用電源の確保に関する事 ・現地機関の移転先における情報通信環境の整備の支援に関する事 ・防災行政無線等通信施設の利用調整に関する事 ・災害対策本部の設備に関する事 ・電源（災害対策本部の非常用電源を除く）及び電話回線の確保に関する事 ・代替オフサイトセンターの臨時電話等の設置に関する事 	<p>行政デジタル推進課</p> <p>危機管理防災課</p> <p>資産活用課</p>	<p>情報通信対策部</p> <p>●総務部長</p>	<p>情報通信手段の確保等</p> <p>◇行政デジタル推進課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁ポータル及び職員ポータルの維持・復旧に関する事 ・被災市町のICTに係る助言に関する事 ・公共ネットワーク、情報系ネットワークの復旧・整備に関する事（代替通信手段の確保含む） ・重要システムの非常用電源の確保に関する事 ・現地機関の移転先における情報通信環境の整備の支援に関する事 ・防災行政無線等通信施設の利用調整に関する事 ・災害対策本部の設備に関する事 ・電源（災害対策本部の非常用電源を除く）及び電話回線の確保に関する事 ・代替オフサイトセンターの臨時電話等の設置に関する事 	<p>行政デジタル推進課</p> <p>危機管理防災課</p> <p>資産活用課</p>	
	<p>広報対策部</p> <p>●危機管理・報道局長</p>	<p>県民等への情報発信、報道対応等</p> <p>◇報道課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県ホームページによる事故情報・災害情報等の提供に関する事 ・報道機関を通じた県民への情報提供に関する事 ・県本部の広報に関する事 ・報道機関との連絡及び相互協力に関する事 ・報道機関への緊急報道要請に関する事 ・知事による県民への呼びかけ及び対応方針説明に関する事 ・地域コミュニティFMとの情報連携・提供に関する事 ・生活関連情報の提供に関する事 ・報道機関からの照会への対応に関する事 ・各種支援策に係る住民への周知に関する事 ・海外に対する災害・被災状況、支援内容（物資の種類や提供方法等）等の情報発信に関する事 ・海外からの支援等の問合せに関する事 ・国対策本部との報道発表内容の調整に関する事 ・誤情報拡散防止への対応 ・放射線等に係る住民向け情報提供、広報の実施に 	<p>広報広聴課</p> <p>報道課</p> <p>国際政策グループ</p>	<p>広報対策部</p> <p>●危機管理・報道局長</p>	<p>県民等への情報発信、報道対応等</p> <p>◇報道課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県ホームページによる事故情報・災害情報等の提供に関する事 ・報道機関を通じた県民への情報提供に関する事 ・県本部の広報に関する事 ・報道機関との連絡及び相互協力に関する事 ・報道機関への緊急報道要請に関する事 ・知事による県民への呼びかけ及び対応方針説明に関する事 ・地域コミュニティFMとの情報連携・提供に関する事 ・生活関連情報の提供に関する事 ・報道機関からの照会への対応に関する事 ・各種支援策に係る住民への周知に関する事 ・海外に対する災害・被災状況、支援内容（物資の種類や提供方法等）等の情報発信に関する事 ・海外からの支援等の問合せに関する事 ・国対策本部との報道発表内容の調整に関する事 ・誤情報拡散防止への対応 ・放射線等に係る住民向け情報提供、広報の実施に 	<p>広報広聴課</p> <p>報道課</p> <p>国際政策グループ</p>	

頁	現行				修正案				備考
51			<ul style="list-style-type: none"> 関すること（出荷制限・摂取制限に係る注意喚起等を含む。） ・風評被害に対応する広報の実施に関する事 ・上記広報対策部の活動に際し収集した資料の整理 ・記録に関する事 				<ul style="list-style-type: none"> 関すること（出荷制限・摂取制限に係る注意喚起等を含む。） ・風評被害に対応する広報の実施に関する事 ・上記広報対策部の活動に際し収集した資料の整理 ・記録に関する事 ・<u>飲料水、飲食物の摂取制限等に係る検査計画の策定、検査実施</u> 		意見を 受けて の追記
	被災者支援 等対策部	被災者等の相 談対応（24時 間対応を基 本） ◇広報広聴課 長	<ul style="list-style-type: none"> ・県民からの要望の受付に関する事 ・被災者等からの相談に係る担当調整、とりまとめに関する事 ・放射線等に係る相談、問合せの対応に関する事 	広報広聴課 ※必要に応じて関係課に対応を依頼及び要員参集	被災者支援 等対策部	被災者等の相 談対応（24時 間対応を基 本） ◇広報広聴課 長	<ul style="list-style-type: none"> ・県民からの要望の受付に関する事 ・被災者等からの相談に係る担当調整、とりまとめに関する事 ・放射線等に係る相談、問合せの対応に関する事 	広報広聴課 ※必要に応じて関係課に対応を依頼及び要員参集	
		被災者支援に 関すること ◇政策部 副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・義援金に関する事 ・被災者生活再建支援法の適用に関する事 ・災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関する事 ・他都道府県等からの災害見舞金に関する事 	危機管理防災課 社会福祉課 ほか		被災者支援に 関すること ◇政策部 副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・義援金に関する事 ・被災者生活再建支援法の適用に関する事 ・災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関する事 ・他都道府県等からの災害見舞金に関する事 	危機管理防災課 社会福祉課 ほか	
		県議会对策等 ◇政策調整監	<ul style="list-style-type: none"> ・県議会との連絡調整に関する事 ・政策部の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事 	さが政策推進チーム		県議会对策等 ◇政策調整監	<ul style="list-style-type: none"> ・県議会との連絡調整に関する事 ・政策部の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事 	さが政策推進チーム	
		ライフライン 情報の収集・ 提供 ◇政策部副部 長	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、通信、放送施設）の被害状況及び復旧状況に関する情報の収集、関係機関への伝達に関する事 	行政デジタル推進課 生活衛生課 産業グリーン化推進 グループ 下水道課 ほか		ライフライン 情報の収集・ 提供 ◇政策部副部 長	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、通信、放送施設）の被害状況及び復旧状況に関する情報の収集、関係機関への伝達に関する事 	行政デジタル推進課 生活衛生課 産業グリーン化推進 グループ 下水道課 ほか	
		災害救助法 ◇政策部副部 長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法に関する事 	さが政策推進チーム 危機管理防災課 災害救助法の救助の種類に応じた関係課（法務私学課、社会福祉課、医務課、生活衛生課、産業政策課、建築住宅課、学校教育課 ほか）		災害救助法 ◇政策部副部 長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法に関する事 	さが政策推進チーム 危機管理防災課 災害救助法の救助の種類に応じた関係課（法務私学課、社会福祉課、医務課、生活衛生課、産業政策課、建築住宅課、学校教育課 ほか）	
		本部長秘書 ◇秘書課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部長の秘書に関する事 ・視察者等の応接に関する事（本部長の対応に係る分） 	秘書課		本部長秘書 ◇秘書課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部長の秘書に関する事 ・視察者等の応接に関する事（本部長の対応に係る分） 	秘書課	
		組織支援 対策部	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇法務私学課	法務私学課		組織支援 対策部	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇法務私学課	法務私学課	

頁	現行				修正案				備考
52		長				長			
		対応要員確保、外部支援職員の支援 ◇人事課長	・災害対策要員の動員、調整に関する事 ・災害対策要員の健康管理に関する事 ・災害対策要員の軽食等の準備に関する事 ・国、他都道府県等からの支援職員の全体把握に関する事 ・国、他県等からの応援職員の身分取扱い及び宿舎確保に関する全体調整	人事課		対応要員確保、外部支援職員の支援 ◇人事課長	・災害対策要員の動員、調整に関する事 ・災害対策要員の健康管理に関する事 ・災害対策要員の軽食等の準備に関する事 ・国、他都道府県等からの支援職員の全体把握に関する事 ・国、他県等からの応援職員の身分取扱い及び宿舎確保に関する全体調整	人事課	
		庁内応援要員の確保・調整 ◇人事課長	・応援チーム（各種委員会事務局のほか各部内及び現地機関で特に役割の割り当てのない所属の職員を登録）を災害規模や業務状況に応じて各対策部に要員を割り当て	人事課 （応援チームの構成は、人権・同和対策課、国民健康保険課、ものづくり産業課、入札・検査センター、統計分析課、会計課、各種委員会事務局ほか災害対応業務を持たない本庁内の課・室及び災害対応可能な職員）		庁内応援要員の確保・調整 ◇人事課長	・応援チーム（各種委員会事務局のほか各部内及び現地機関で特に役割の割り当てのない所属の職員を登録）を災害規模や業務状況に応じて各対策部に要員を割り当て	人事課 （応援チームの構成は、人権・同和対策課、国民健康保険課、ものづくり産業課、入札・検査センター、統計分析課、会計課、各種委員会事務局ほか災害対応業務を持たない本庁内の課・室及び災害対応可能な職員）	
		災害対策本部の予算 ◇財政課長	・災害対策費の予備費充用及び予算措置に関する事	財政課		災害対策本部の予算 ◇財政課長	・災害対策費の予備費充用及び予算措置に関する事	財政課	
		県有資産の管理・活用 ◇資産活用課長	・県庁舎、総合庁舎、宿舍の被害調査及び災害対策に関する事 ・本部業務に必要な場所の確保に関する事 ・現地機関の機能移転に係る支援に関する事 ・自衛隊等の応援機関の受け入れにあたって、県有資産における候補箇所の調査に関する事	資産活用課 総合庁舎以外の単 独庁舎の所管部署		県有資産の管理・活用 ◇資産活用課長	・県庁舎、総合庁舎、宿舍の被害調査及び災害対策に関する事 ・本部業務に必要な場所の確保に関する事 ・現地機関の機能移転に係る支援に関する事 ・自衛隊等の応援機関の受け入れにあたって、県有資産における候補箇所の調査に関する事	資産活用課 総合庁舎以外の単 独庁舎の所管部署	
		災害対策本部の運営支援 ◇総務事務センター長	・災害対応業務（車両、非常用電源）の燃料の確保に関する事 ・災害対策用自動車の調達及び配車に関する事 ・災害対策関係物品の調達及び出納に関する事 ・災害対策本部業務に必要な備品、消耗品に関する事	総務事務センター		災害対策本部の運営支援 ◇総務事務センター長	・災害対応業務（車両、非常用電源）の燃料の確保に関する事 ・災害対策用自動車の調達及び配車に関する事 ・災害対策関係物品の調達及び出納に関する事 ・災害対策本部業務に必要な備品、消耗品に関する事	総務事務センター	
		税務関係 ◇税政課長	・災害による県税の減免等に関する事 ・被災市町の税政の調査及び助言に関する事	税政課		税務関係 ◇税政課長	・災害による県税の減免等に関する事 ・被災市町の税政の調査及び助言に関する事	税政課	
		市町の行財政支援 ◇市町支援課長	・被災市町の行財政の調査及び助言に関する事 ・被災市町の応急対策資金のあっせんに関する事 ・市町支援のため必要な情報収集業務に関する事 ・市町への応援職員の派遣の窓口・調整業務に関する事	市町支援課		市町の行財政支援 ◇市町支援課長	・被災市町の行財政の調査及び助言に関する事 ・被災市町の応急対策資金のあっせんに関する事 ・市町支援のため必要な情報収集業務に関する事 ・市町への応援職員の派遣の窓口・調整業務に関する事	市町支援課	
	地域交流 対策部	対策部内の被害とりまとめ	・対策部内（文化・観光・スポーツ対策部を含む。）	さが創生推進課	地域交流 対策部	対策部内の被害とりまとめ	・対策部内（文化・観光・スポーツ対策部を含む。）	さが創生推進課	

頁	現行				修正案				備考
53	●地域交流 部長	及び応急対策 の連絡調整 ◇さが創生推 進課長	の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整 に関すること		●地域交流 部長	及び応急対策 の連絡調整 ◇さが創生推 進課長	の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整 に関すること		
		交通・輸送に 係る全体調整 等 ◇交通政策課 長	・緊急輸送、交通手段の確保等対策の全体調整に 関すること	交通政策課 ※避難行動要支援者 の避難について、 特殊な福祉関係車 両の調整・確保は 健康福祉対策部 が、自衛隊車両の 調整・確保は総括 対策部が実施		交通・輸送に 係る全体調整 等 ◇交通政策課 長	・緊急輸送、交通手段の確保等対策の全体調整に 関すること	交通政策課 ※避難行動要支援者 の避難について、 特殊な福祉関係車 両の調整・確保は 健康福祉対策部 が、自衛隊車両の 調整・確保は総括 対策部が実施	
		運輸関係及び 緊急ヘリポー ト対策 ◇地域交流部 副部長	・定期バス及び離島航路に関する こと ・臨時ヘリポートの確保に関する こと ・緊急輸送における空港の使用に 関すること ・緊急輸送（鉄道）に関する こと	空港課 交通政策課 港湾課		運輸関係及び 緊急ヘリポー ト対策 ◇地域交流部 副部長	・定期バス及び離島航路に関する こと ・臨時ヘリポートの確保に関する こと ・緊急輸送における空港の使用に 関すること ・緊急輸送（鉄道）に関する こと	空港課 交通政策課 港湾課	
		港湾・漁港対 策 ◇港湾課長	・港湾（漁港含む。）施設関係の被害調査及び災害 対 策に関する こと ・港湾海岸、漁港海岸等の被害調査及び災害対策に 関すること ・緊急輸送における港湾の使用に 関すること	農山村課 港湾課 水産課		港湾・漁港対 策 ◇港湾課長	・港湾（漁港含む。）施設関係の被害調査及び災害 対 策に関する こと ・港湾海岸、漁港海岸等の被害調査及び災害対策に 関すること ・緊急輸送における港湾の使用に 関すること	農山村課 港湾課 水産課	
		船舶対策 ◇水産課長	・緊急輸送（漁船）に関する こと	水産課		船舶対策 ◇水産課長	・緊急輸送（漁船）に関する こと	水産課	
		車両対策 ◇産業政策課 長	・緊急輸送（バス、トラック）に 関すること	産業政策課		車両対策 ◇産業政策課 長	・緊急輸送（バス、トラック）に 関すること	産業政策課	
		外国人対策 ◇多文化共生 さが推進課長	・県内在住外国人の被害調査及び支援に関する こと	多文化共生さが推進 課		外国人対策 ◇多文化共生 さが推進課長	・県内在住外国人の被害調査及び支援に関する こと	多文化共生さが推進 課	
	文化・観 光・スポー ツ対策部	社会教育施設 （博物館）、文 化財対策 ◇文化課長	・社会教育施設（博物館に限る。）の被害状況のと り まとめ及び応急対策の連絡調整に関する こと ・社会教育施設（博物館に限る。）の来場者の避難 に 関すること ・文化財等の被害調査及び災害対策に関する こと	文化課	文化・観 光・スポー ツ対策部	社会教育施設 （博物館）、 文化財対策 ◇文化課長	・社会教育施設（博物館に限る。）の被害状況のと り まとめ及び応急対策の連絡調整に関する こと ・社会教育施設（博物館に限る。）の来場者の避難 に 関すること ・文化財等の被害調査及び災害対策に関する こと	文化課	
	●文化・観 光局長 （正） ●SAGA 2024・SSP 推進局長 （副）	観光、一時滞 在者対策 ◇観光課長	・観光関係施設の被害調査及び災害対策に関する こ と ・避難所に係るホテル、旅館等との連携協力に 関 すること ・帰宅困難者対策に関する こ と	観光課	●SSP 推進 局長（副）	観光、一時滞 在者対策 ◇観光課長	・観光関係施設の被害調査及び災害対策に関する こ と ・避難所に係るホテル、旅館等との連携協力に 関 すること ・帰宅困難者対策に関する こ と	観光課	

組織改
正に伴

頁	現行				修正案				備考
54		スポーツ対策 ◇スポーツ課長	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ施設の被害調査及び災害対策に関すること スポーツ施設の来場者の避難に関すること・体育施設の来場者の避難に関すること 	<u>SAGA スポーツピラミッド推進グループ</u> <u>スポーツ課</u> <u>SAGA サンライズパーク整備推進課</u>		スポーツ対策 ◇スポーツ課長	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ施設の被害調査及び災害対策に関すること スポーツ施設の来場者の避難に関すること・体育施設の来場者の避難に関すること 	<u>SAGA スポーツピラミッド推進チーム</u>	う修正
	県民環境対策部 ●県民環境部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇県民協働課長	<ul style="list-style-type: none"> 対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること 	県民協働課	県民環境対策部 ●県民環境部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇県民協働課長	<ul style="list-style-type: none"> 対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること 	県民協働課	
		緊急モニタリング本部 ◇環境センター所長	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリングの実施計画に関すること 緊急時モニタリングの実施に関すること 緊急時モニタリング要員等の派遣要請に関すること モニタリング結果の関係機関への情報提供及び公表に関すること 	環境センター 生活衛生課 農産経営課 園芸農産課 水産課 林業課 農山村課 農地整備課 ほか <u>※モニタリング要員は県民環境部各課、各保健福祉事務所及び衛生薬業センターから派遣</u>		緊急モニタリング本部 ◇環境センター所長	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリングの実施計画に関すること 緊急時モニタリングの実施に関すること 緊急時モニタリング要員等の派遣要請に関すること モニタリング結果の関係機関への情報提供及び公表に関すること 	環境センター <u>※モニタリング要員は県民環境部各課、各保健福祉事務所及び衛生薬業センターから派遣</u> 生活衛生課 農産経営課 園芸農産課 水産課 林業課 農山村課 農地整備課 ほか	意見を受けての※印場所移動
		放射性物質等による汚染対策 ◇県民環境部副部長	<ul style="list-style-type: none"> 放射性物質による汚染の除去及び除染に関する総括に関すること 放射性物質の付着した廃棄物の処分に関すること 稲わら・飼料の流通に関すること 森林の放射性物質による汚染対策に関すること 林産物や特用林産物の放射性物質による汚染対策に関すること 汚染された上下水道汚泥の対策に関すること 農地の放射性物質による汚染対策に関すること 住宅（地）の放射性物質による汚染対策に関すること その他の放射性物質による汚染対策に関すること 	循環型社会推進課 生活衛生課 畜産課 林業課 下水道課 農山村課 農地整備課 森林整備課 ほか		放射性物質等による汚染対策 ◇県民環境部副部長	<ul style="list-style-type: none"> 放射性物質による汚染の除去及び除染に関する総括に関すること 放射性物質の付着した廃棄物の処分に関すること 稲わら・飼料の流通に関すること 森林の放射性物質による汚染対策に関すること 林産物や特用林産物の放射性物質による汚染対策に関すること 汚染された上下水道汚泥の対策に関すること 農地の放射性物質による汚染対策に関すること 住宅（地）の放射性物質による汚染対策に関すること その他の放射性物質による汚染対策に関すること 	循環型社会推進課 生活衛生課 畜産課 林業課 下水道課 農山村課 農地整備課 森林整備課 ほか	
		ボランティア ◇県民協働課長	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動の総合調整に関すること 災害ボランティア及び災害ボランティアセンターの運営支援に関すること 	県民協働課		ボランティア ◇県民協働課長	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動の総合調整に関すること 災害ボランティア及び災害ボランティアセンターの運営支援に関すること 	県民協働課	
		物価の監視 ◇くらしの安全安心課長	<ul style="list-style-type: none"> 物価の監視及び生活物資の安定供給に関すること 	くらしの安全安心課		物価の監視 ◇くらしの安全安心課長	<ul style="list-style-type: none"> 物価の監視及び生活物資の安定供給に関すること 	くらしの安全安心課	
		自然公園対策 ◇有明海再生	<ul style="list-style-type: none"> 自然公園関係施設の被害調査及び災害対策に関すること 	有明海再生・環境課		自然公園対策 ◇有明海再生	<ul style="list-style-type: none"> 自然公園関係施設の被害調査及び災害対策に関すること 	有明海再生・環境課	

頁	現行				修正案				備考
		<ul style="list-style-type: none"> ・環境課長 				<ul style="list-style-type: none"> ・環境課長 			
	公害防止対策 ◇有明海再生・環境課長	<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止施設の被害調査及び災害対策に関すること 	有明海再生・環境課		公害防止対策 ◇有明海再生・環境課長	<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止施設の被害調査及び災害対策に関すること 	有明海再生・環境課		
	廃棄物処理対策 ◇循環型社会推進課長	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設の被害調査及び廃棄物処理対策への支援に関すること ・廃棄物の収集場所及び処分方法の指定に関すること ・ごみ処理に係る市町広域対応の調整及び国、関係団体への応援要請に関すること 	循環型社会推進課ほか		廃棄物処理対策 ◇循環型社会推進課長	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設の被害調査及び廃棄物処理対策への支援に関すること ・廃棄物の収集場所及び処分方法の指定に関すること ・ごみ処理に係る市町広域対応の調整及び国、関係団体への応援要請に関すること 	循環型社会推進課ほか		
55	健康福祉対策部 ●健康福祉部長(正)	生涯学習・社会教育施設対策 ◇まなび課長	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習・社会教育施設（博物館を除く。）の被害調査及び災害対策に関すること ・生涯学習・社会教育施設（博物館を除く。）の来場者の避難に関すること ・災害活動に応援する婦人会、青年団等との連絡調整に関すること ・公民館に避難所を開設することについての協力に関すること 	まなび課	健康福祉対策部 ●健康福祉部長(正)	生涯学習・社会教育施設対策 ◇まなび課長	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習・社会教育施設（博物館を除く。）の被害調査及び災害対策に関すること ・生涯学習・社会教育施設（博物館を除く。）の来場者の避難に関すること ・災害活動に応援する婦人会、青年団等との連絡調整に関すること ・公民館に避難所を開設することについての協力に関すること 	まなび課	
	●男女参画・子ども局長(副)	健康福祉対策部の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇健康福祉政策課長	<ul style="list-style-type: none"> ・対策部内（男女参画・子ども対策部を含む。）の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること 	健康福祉政策課	健康福祉対策部 ●男女参画・子ども局長(副)	健康福祉対策部の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇健康福祉政策課長	<ul style="list-style-type: none"> ・対策部内（男女参画・子ども対策部を含む。）の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること 	健康福祉政策課	
		保健医療福祉活動の総合調整 ◇医療統括監	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療福祉調整本部の設置他、保健医療福祉活動の総合調整に関すること ・災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等他都道府県への支援チームの派遣要請、外部からの保健医療福祉に関する支援者（医療等ボランティアを含む）に関すること ・被ばく医療に関すること ・入院患者の避難に関すること ・住民等の避難退城時検査・簡易除染等に関すること ・住民の健康管理に関すること ・被ばくに係る長期の健康調査・管理に関すること ・安定ヨウ素剤の服用に関すること 	健康福祉政策課 医務課 国民健康保険課 業務課 生活衛生課 社会福祉課 長寿社会課 障害福祉課 子ども家庭課	保健医療福祉活動の総合調整 ◇医療統括監	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療福祉調整本部の設置他、保健医療福祉活動の総合調整に関すること ・災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等他都道府県への支援チームの派遣要請、外部からの保健医療福祉に関する支援者（医療等ボランティアを含む）に関すること ・被ばく医療に関すること ・入院患者の避難に関すること ・住民等の避難退城時検査・簡易除染等に関すること ・住民の健康管理に関すること ・被ばくに係る長期の健康調査・管理に関すること ・安定ヨウ素剤の服用に関すること 	健康福祉政策課 医務課 国民健康保険課 業務課 生活衛生課 社会福祉課 長寿社会課 障害福祉課 子ども家庭課		
	要配慮者対策 ◇健康福祉部副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設（保育所等の第二種社会福祉事業を実施する施設を含む。）、幼稚園、認定子ども園、医療機関の被害調査及び災害対策に関すること ・避難行動要支援者の避難に係る各種調整に関すること 	法務私学課 健康福祉政策課 医務課 社会福祉課 長寿社会課	要配慮者対策 ◇健康福祉部副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設（保育所等の第二種社会福祉事業を実施する施設を含む。）、幼稚園、認定子ども園、医療機関の被害調査及び災害対策に関すること ・避難行動要支援者の避難に係る各種調整に関すること 	法務私学課 健康福祉政策課 医務課 社会福祉課 長寿社会課			

頁	現行			修正案			備考
56		<ul style="list-style-type: none"> 被災ひとり親世帯（母子世帯、父子世帯）の援護に関する事 被災したこどもに対する福祉サービスに関する事 被災高齢者に対する福祉サービスに関する事 被災障害者に対する福祉サービスに関する事 手話通訳の派遣、点字資料の作成に関する事 その他の要配慮者対策に関する事 	障害福祉課 こども未来課 こども家庭課 学校教育課		<ul style="list-style-type: none"> 被災ひとり親世帯（母子世帯、父子世帯）の援護に関する事 被災したこどもに対する福祉サービスに関する事 被災高齢者に対する福祉サービスに関する事 被災障害者に対する福祉サービスに関する事 手話通訳の派遣、点字資料の作成に関する事 その他の要配慮者対策に関する事 	障害福祉課 こども未来課 こども家庭課 学校教育課	
	避難所対策 ◇社会福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の設置、運営に関する事 災害派遣福祉チーム（DCAT）の編成及び避難所への派遣等に関する事 	社会福祉課 ほか	避難所対策 ◇社会福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の設置、運営に関する事 災害派遣福祉チーム（DCAT）の編成及び避難所への派遣等に関する事 	社会福祉課 ほか	
	医療対策 ◇医務課長	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療活動チームの編成及び派遣並びに被災者の救護に関する事 患者搬送に係る広域搬送体制の確保に関する事 被災者の救護（助産を含む。）に関する事 国への医療従事者（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む。）の派遣要請に関する事 団体（医師会、国立病院機構（NHO）等）への医療従事者の派遣要請に関する事 医療機関への医療活動情報の提供に関する事 ドクターヘリの運航に関する事 医薬品等の供給に関する事 	医務課 薬務課	医療対策 ◇医務課長	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療活動チームの編成及び派遣並びに被災者の救護に関する事 患者搬送に係る広域搬送体制の確保に関する事 被災者の救護（助産を含む。）に関する事 国への医療従事者（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む。）の派遣要請に関する事 団体（医師会、国立病院機構（NHO）等）への医療従事者の派遣要請に関する事 医療機関への医療活動情報の提供に関する事 ドクターヘリの運航に関する事 医薬品等の供給に関する事 	医務課 薬務課	
	精神医療対策 ◇障害福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成及び派遣並びに被災者等のメンタルヘルスケアに関する事 他都道府県、国への災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請に関する事 	障害福祉課	精神医療対策 ◇障害福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成及び派遣並びに被災者等のメンタルヘルスケアに関する事 他都道府県、国への災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請に関する事 	障害福祉課	
	健康対策 ◇健康福祉政策課長	<ul style="list-style-type: none"> 住民の健康管理に関する事 各種栄養相談及び指導の実施に関する事 	健康福祉政策課	健康対策 ◇健康福祉政策課長	<ul style="list-style-type: none"> 住民の健康管理に関する事 各種栄養相談及び指導の実施に関する事 	健康福祉政策課	
	薬務、医療資機材対策 ◇薬務課長	<ul style="list-style-type: none"> 応急救護用医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の確保及び供給に関する事 医療資機材の需給状況の把握及び供給の調整に関する事 	薬務課	薬務、医療資機材対策 ◇薬務課長	<ul style="list-style-type: none"> 応急救護用医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の確保及び供給に関する事 医療資機材の需給状況の把握及び供給の調整に関する事 	薬務課	
	衛生対策 ◇健康福祉部副部長	<ul style="list-style-type: none"> 水道、生活衛生施設の被害調査及び災害対策に関する事 水質検査の実施に係る関係団体との調整に関する事 水源の取水停止の指示に関する事 飲料水の摂取制限の指示に関する事 出荷制限農林水産物に関する店頭調査に関する事 食品衛生に関する事 仮設トイレの設置に係る関係団体との調整に関する事 	循環型社会推進課 有明海再生・環境課 生活衛生課 医務課 流通・貿易課 生産者支援課 農業経営課 園芸農産課 畜産課 水産課	衛生対策 ◇健康福祉部副部長	<ul style="list-style-type: none"> 水道、生活衛生施設の被害調査及び災害対策に関する事 水質検査の実施に係る関係団体との調整に関する事 水源の取水停止の指示に関する事 飲料水の摂取制限の指示に関する事 出荷制限農林水産物に関する店頭調査に関する事 食品衛生に関する事 仮設トイレの設置に係る関係団体との調整に関する事 	循環型社会推進課 有明海再生・環境課 生活衛生課 医務課 流通・貿易課 生産者支援課 農業経営課 園芸農産課 畜産課 水産課	

頁	現行				修正案				備考
57			<ul style="list-style-type: none"> ること ・し尿処理に係る市町広域対応の調整及び国、関係団体への応援要請に関すること ・避難に伴う家庭動物対策に関すること 	林業課			<ul style="list-style-type: none"> ること ・し尿処理に係る市町広域対応の調整及び国、関係団体への応援要請に関すること ・避難に伴う家庭動物対策に関すること ・<u>飲料水、飲食物の摂取制限等に係る検査計画の策定、検査実施</u> 	林業課	意見を受けての追記
	こども、妊産婦等対策 ◇男女参画・こども局副局长		<ul style="list-style-type: none"> ・子ども、妊産婦、乳児に対する放射線影響低減策に関すること 	こども未来課 こども家庭課	こども、妊産婦等対策 ◇男女参画・こども局副局长	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども、妊産婦、乳児に対する放射線影響低減策に関すること 	こども未来課 こども家庭課		
	男女共同参画 ◇男女参画・女性の活躍推進課長		<ul style="list-style-type: none"> ・男女双方の視点を踏まえた対策の総合調整に関すること 	男女参画・女性の活躍推進課	男女共同参画 ◇男女参画・女性の活躍推進課長	<ul style="list-style-type: none"> ・男女双方の視点を踏まえた対策の総合調整に関すること 	男女参画・女性の活躍推進課		
	産業労働対策部 ●産業労働部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇産業政策課長	<ul style="list-style-type: none"> ・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること 	産業政策課	産業労働対策部 ●産業労働部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇産業政策課長	<ul style="list-style-type: none"> ・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること 	産業政策課	
		支援物資対策 ◇産業労働部副部長	<ul style="list-style-type: none"> (物流関係) ・物資全般の状況把握、調整に関すること ・物資の受入・配送システムに係る事業者との調整に関すること ・物資全般の配送に係る市町の支援に関すること ・物資集積場所、輸送中継基地の確保に関すること (物資関係) ・生活必需品等の供給に関すること ・食料及び飲料水（ボトル飲料）の確保に関すること ・飲料水（ボトル飲料以外）及び生活用水の確保に関すること ・市町からの応援要請の受付、把握に関すること ・県備蓄物資の供給に関すること ・協定締結団体等への要請に関すること ・国、他都道府県、団体との調整に関すること ・受入品の決定に関すること ・ニーズの報道提供に関すること ・自衛隊、日本赤十字社等へ炊出しの要請に関すること 	報道課 社会福祉課 生活衛生課 産業政策課 流通・貿易課 農政企画課 ほか	支援物資対策 ◇産業労働部副部長	<ul style="list-style-type: none"> (物流関係) ・物資全般の状況把握、調整に関すること ・物資の受入・配送システムに係る事業者との調整に関すること ・物資全般の配送に係る市町の支援に関すること ・物資集積場所、輸送中継基地の確保に関すること (物資関係) ・生活必需品等の供給に関すること ・食料及び飲料水（ボトル飲料）の確保に関すること ・飲料水（ボトル飲料以外）及び生活用水の確保に関すること ・市町からの応援要請の受付、把握に関すること ・県備蓄物資の供給に関すること ・協定締結団体等への要請に関すること ・国、他都道府県、団体との調整に関すること ・受入品の決定に関すること ・ニーズの報道提供に関すること ・自衛隊、日本赤十字社等へ炊出しの要請に関すること 	報道課 社会福祉課 生活衛生課 産業政策課 流通・貿易課 農政企画課 ほか		
	工業施設対策 ◇企業立地課長		<ul style="list-style-type: none"> ・工業団地の被害調査及び災害対策に関すること 	企業立地課	工業施設対策 ◇企業立地課長	<ul style="list-style-type: none"> ・工業団地の被害調査及び災害対策に関すること 	企業立地課		

頁	現行				修正案				備考
58		雇用・労働者対策 ◇産業人材課長	・労働者の確保・被災者の職業あっせんに関し、佐賀労働局との連絡調整に関する事 ・その他労働対策に関する事	産業人材課		雇用・労働者対策 ◇産業人材課長	・労働者の確保・被災者の職業あっせんに関し、佐賀労働局との連絡調整に関する事 ・その他労働対策に関する事	産業人材課	意見を受けての追記
		流通対策 ◇流通・貿易課長	・卸売市場の被害調査及び災害対策に関する事 ・貿易、流通業者の被害調査及び災害対策に関する事	流通・貿易課 産業政策課		流通対策 ◇流通・貿易課長	・卸売市場の被害調査及び災害対策に関する事 ・貿易、流通業者の被害調査及び災害対策に関する事	流通・貿易課 産業政策課	
		商工業対策 ◇産業政策課長、企業立地課長	・商工業者の被害に係る情報収集に関する事 ・商工業者の災害融資あっせんに関する事	産業政策課 企業立地課		商工業対策 ◇産業政策課長、企業立地課長	・商工業者の被害に係る情報収集に関する事 ・商工業者の災害融資あっせんに関する事	産業政策課 企業立地課	
	農林水産対策部 ●農林水産部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇農政企画課長	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事 ・農林水産関係団体との連絡調整に関する事 ・緊急モニタリングへの協力に関する事	農政企画課	農林水産対策部 ●農林水産部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇農政企画課長	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事 ・農林水産関係団体との連絡調整に関する事 ・緊急モニタリングへの協力に関する事 ・ <u>飲料水、飲食物の摂取制限等に係る検査計画の策定、検査実施</u>	農政企画課	
		風評被害対策 ◇農林水産部副部長	・商工業製品、観光業に係る風評被害に関する事 ・農林水産物に係る風評被害に関する事 ・残留放射線量等に係る証明書の発行に関する事	流通・貿易課 産業政策課 観光課 農業経営課 園芸農産課 畜産課 水産課 林業課 ほか		風評被害対策 ◇農林水産部副部長	・商工業製品、観光業に係る風評被害に関する事 ・農林水産物に係る風評被害に関する事 ・残留放射線量等に係る証明書の発行に関する事	流通・貿易課 産業政策課 観光課 農業経営課 園芸農産課 畜産課 水産課 林業課 ほか	
		作付・出荷制限等対策 ◇農林水産部副部長	・作付制限に関する事 ・農林水産物等（肥料、飼料を含む。）の出荷制限等に関する事 ・出荷制限農林水産物に関する県民への注意喚起に関する事	農業経営課 園芸農産課 畜産課 水産課 林業課 ほか		作付・出荷制限等対策 ◇農林水産部副部長	・作付制限に関する事 ・農林水産物等（肥料、飼料を含む。）の出荷制限等に関する事 ・出荷制限農林水産物に関する県民への注意喚起に関する事	農業経営課 園芸農産課 畜産課 水産課 林業課 ほか	
		農業者対策 ◇生産者支援課長	・農業協同組合等の共同利用施設の災害対策に関する事 ・被災農林漁業者に対する農林漁業金融、共済及び漁船保険に関する事 ・直売所への出荷停止などの情報連絡に関する事	生産者支援課		農業者対策 ◇生産者支援課長	・農業協同組合等の共同利用施設の災害対策に関する事 ・被災農林漁業者に対する農林漁業金融、共済及び漁船保険に関する事 ・直売所への出荷停止などの情報連絡に関する事	生産者支援課	
		水田等対策 ◇園芸農産課長	・水稲、麦、大豆の被害の被害調査及び災害対策に関する事	園芸農産課		水田等対策 ◇園芸農産課長	・水稲、麦、大豆の被害の被害調査及び災害対策に関する事	園芸農産課	
		園芸対策 ◇園芸農産課長	・園芸作物の被害調査及び災害対策に関する事	園芸農産課		園芸対策 ◇園芸農産課長	・園芸作物の被害調査及び災害対策に関する事	園芸農産課	
		畜産対策	・家畜及び畜産施設の被害調査及び災害対策に関する事	畜産課		畜産対策	・家畜及び畜産施設の被害調査及び災害対策に関する事	畜産課	

頁	現行				修正案				備考
59		◇畜産課長	<ul style="list-style-type: none"> ること ・家畜の避難・処分等に関すること ・家畜伝染病の予防及び防疫に関すること 			◇畜産課長	<ul style="list-style-type: none"> ること ・家畜の避難・処分等に関すること ・家畜伝染病の予防及び防疫に関すること 		
	水産業対策 ◇水産課長	<ul style="list-style-type: none"> ・水産物等の被害調査及び災害対策に関すること 	水産課		水産業対策 ◇水産課長	<ul style="list-style-type: none"> ・水産物等の被害調査及び災害対策に関すること 	水産課		
	林業対策 ◇林業課長	<ul style="list-style-type: none"> ・林業関係の被害調査及び災害対策に関すること ・災害対策用木材、薪炭の確保に関すること 	林業課		林業対策 ◇林業課長	<ul style="list-style-type: none"> ・林業関係の被害調査及び災害対策に関すること ・災害対策用木材、薪炭の確保に関すること 	林業課		
	農地、農業用施設対策 ◇農林水産部副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・農地・農業用施設の被害調査及び災害対策に関すること 	農地整備課 農山村課		農地、農業用施設対策 ◇農林水産部副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・農地・農業用施設の被害調査及び災害対策に関すること 	農地整備課 農山村課		
	治山、林業用施設対策 ◇森林整備課長	<ul style="list-style-type: none"> ・治山、林業用施設の被害調査及び災害対策に関すること 	森林整備課		治山、林業用施設対策 ◇森林整備課長	<ul style="list-style-type: none"> ・治山、林業用施設の被害調査及び災害対策に関すること 	森林整備課		
	県土整備対策部 ●県土整備部長	<ul style="list-style-type: none"> 対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇県土企画課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること 	県土企画課	県土整備対策部 ●県土整備部長	<ul style="list-style-type: none"> 対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇県土企画課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること 	県土企画課	
	建設業、建築資機材等対策 ◇建設・技術課長	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業者の確保に関すること ・災害対策用機材、復旧用資材の調達に関すること 	建設・技術課		建設業、建築資機材等対策 ◇建設・技術課長	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業者の確保に関すること ・災害対策用機材、復旧用資材の調達に関すること 	建設・技術課		
	都市計画対策 ◇まちづくり課長	<ul style="list-style-type: none"> ・都市施設の被害調査及び災害対策に関すること ・復興都市計画に関すること 	まちづくり課		都市計画対策 ◇まちづくり課長	<ul style="list-style-type: none"> ・都市施設の被害調査及び災害対策に関すること ・復興都市計画に関すること 	まちづくり課		
	下水道対策 ◇下水道課長	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道等施設（公共下水道、都市下水路、農業集落排水、漁業集落排水、浄化槽）の被害調査及び災害対策に関すること 	下水道課		下水道対策 ◇下水道課長	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道等施設（公共下水道、都市下水路、農業集落排水、漁業集落排水、浄化槽）の被害調査及び災害対策に関すること 	下水道課		
	住宅対策 ◇県土整備部副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅の被害調査及び災害対策に関すること ・応急仮設住宅の設置に関すること ・被災者に対する住宅資金の融資に関すること ・応急仮設住宅の土地の確保に関すること ・応急仮設住宅の確保に係る民間事業者との調整に関すること ・被災者への公営住宅の提供及び県内調整に関すること ・被災者への職員宿舎の提供及びそれに係る財産管理者間の調整に関すること ・職員宿舎の被災者への提供に関すること及び職員宿舎の提供に係る財産管理者間の調整に関するこ 	<ul style="list-style-type: none"> 産業人材課 土地活用課 建築住宅課 資産活用課 教育総務課 ほか 		住宅対策 ◇県土整備部副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅の被害調査及び災害対策に関すること ・応急仮設住宅の設置に関すること ・被災者に対する住宅資金の融資に関すること ・応急仮設住宅の土地の確保に関すること ・応急仮設住宅の確保に係る民間事業者との調整に関すること ・被災者への公営住宅の提供及び県内調整に関すること ・被災者への職員宿舎の提供及びそれに係る財産管理者間の調整に関すること ・職員宿舎の被災者への提供に関すること及び職員宿舎の提供に係る財産管理者間の調整に関するこ 	<ul style="list-style-type: none"> 産業人材課 土地活用課 建築住宅課 資産活用課 教育総務課 ほか 		

頁	現行				修正案				備考
60			と ・被災者への国の宿舍、雇用促進住宅等の提供の調整に関する事 ・他都道府県との住家提供の調整に関する事				と ・被災者への国の宿舍、雇用促進住宅等の提供の調整に関する事 ・他都道府県との住家提供の調整に関する事		
		河川砂防対策 ◇河川砂防課長	・河川、海岸（港湾海岸、漁港海岸を除く。）、ダム、砂防施設等の被害調査及び災害対策に関する事	河川砂防課		河川砂防対策 ◇河川砂防課長	・河川、海岸（港湾海岸、漁港海岸を除く。）、ダム、砂防施設等の被害調査及び災害対策に関する事	河川砂防課	
		道路対策 ◇道路課長	・道路、橋梁の被害調査及び災害対策に関する事 ・災害対策用機材、復旧用資材の調達に関する事 ・緊急輸送道路の確保、緊急輸送ルート・う回路の選定及び選定指示に関する事 ・パトロールカー、道路掲示板等による通行者への道路情報の提供に関する事	道路課		道路対策 ◇道路課長	・道路、橋梁の被害調査及び災害対策に関する事 ・災害対策用機材、復旧用資材の調達に関する事 ・緊急輸送道路の確保、緊急輸送ルート・う回路の選定及び選定指示に関する事 ・パトロールカー、道路掲示板等による通行者への道路情報の提供に関する事	道路課	
		文教対策部 ●教育長 文教対策全般の総括 ◇教育危機管理・広報総括監	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事 ・学校の生徒等の避難の総合調整に関する事 ・学校の対応状況についての報道機関への情報提供に関する事 ・学校に避難所を開設することの協力・調整に関する事	法務私学課 教育総務課 (避難所協力) 教職員課 教育振興課 学校教育課		文教対策部 ●教育長 文教対策全般の総括 ◇教育危機管理・広報総括監	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事 ・学校の生徒等の避難の総合調整に関する事 ・学校の対応状況についての報道機関への情報提供に関する事 ・学校に避難所を開設することの協力・調整に関する事	法務私学課 教育総務課 (避難所協力) 教職員課 教育振興課 学校教育課	
		生徒等の安全確保 ◇学校教育課長	・公立学校における臨時休校等の措置状況の把握に関する事 ・生徒等の避難その他の対策に関する事	学校教育課		生徒等の安全確保 ◇学校教育課長	・公立学校における臨時休校等の措置状況の把握に関する事 ・生徒等の避難その他の対策に関する事	学校教育課	
		学校施設復旧対策 ◇教育総務課長	・公立学校施設の被害調査に関する事 ・県立学校施設の応急復旧及び応急教育の実施場所の確保に関する事	教育総務課		学校施設復旧対策 ◇教育総務課長	・公立学校施設の被害調査に関する事 ・県立学校施設の応急復旧及び応急教育の実施場所の確保に関する事	教育総務課	
		応急教育の実施 ◇学校教育課長	・教育活動再開に向けた応急教育の実施（期間、授業方法等）に関する事 ・教職員の確保・調整に関する事 ・被災生徒等の把握及び心のケアに関する事 ・生徒指導・就学指導に関する事 ・生徒等の登下校時及び在校時の安全確保に関する事 ・学校施設内の保健衛生の確保に関する事 ・学校給食に関する事 ・被災生徒等に対する学用品の調達・給与に関する事 ・授業料等の減免、育英資金の貸付に関する事	教育総務課 教職員課 学校教育課 保健体育課		応急教育の実施 ◇学校教育課長	・教育活動再開に向けた応急教育の実施（期間、授業方法等）に関する事 ・教職員の確保・調整に関する事 ・被災生徒等の把握及び心のケアに関する事 ・生徒指導・就学指導に関する事 ・生徒等の登下校時及び在校時の安全確保に関する事 ・学校施設内の保健衛生の確保に関する事 ・学校給食に関する事 ・被災生徒等に対する学用品の調達・給与に関する事 ・授業料等の減免、育英資金の貸付に関する事	教育総務課 教職員課 学校教育課 保健体育課	
		特別支援学校対策 ◇教育振興課長	・特別支援学校の生徒等の避難その他の対策に関する事 ・特別支援学校の応急教育の実施に関する事	教育振興課		特別支援学校対策 ◇教育振興課長	・特別支援学校の生徒等の避難その他の対策に関する事 ・特別支援学校の応急教育の実施に関する事	教育振興課	

頁	現行				修正案				備考
		私立学校対策 ◇法務私学課長	<ul style="list-style-type: none"> 私立学校（私立中・高校、専修学校、各種学校）に対する災害情報の伝達及び臨時休校等の措置状況の把握に関すること 私立学校施設の被害調査及び災害対策に係る指導に関すること 	法務私学課		私立学校対策 ◇法務私学課長	<ul style="list-style-type: none"> 私立学校（私立中・高校、専修学校、各種学校）に対する災害情報の伝達及び臨時休校等の措置状況の把握に関すること 私立学校施設の被害調査及び災害対策に係る指導に関すること 	法務私学課	
		対策部内の支援(その他の課等) ◇教育総務課長	<ul style="list-style-type: none"> 対策部内の応援に関すること ※教育委員会事務局の各課は、文教対策部内での応援を基本 	教育総務課		対策部内の支援(その他の課等) ◇教育総務課長	<ul style="list-style-type: none"> 対策部内の応援に関すること ※教育委員会事務局の各課は、文教対策部内での応援を基本 	教育総務課	
	公安対策部 ●県警本部長	公安対策 ◇警備第二課長	<ul style="list-style-type: none"> 公安対策部の運営及び治安対策に関すること 災害交通規制に関すること 緊急通行車両の標章等の交付に関すること 警察災害派遣隊の活動支援に関すること 住民等の退避及び避難誘導並びに人命救助に関すること 立入禁止区域及びその周辺の警備、交通規制等に関すること 住民等への情報伝達に関すること 	警備第二課	公安対策部 ●県警本部長	公安対策 ◇警備第二課長	<ul style="list-style-type: none"> 公安対策部の運営及び治安対策に関すること 災害交通規制に関すること 緊急通行車両の標章等の交付に関すること 警察災害派遣隊の活動支援に関すること 住民等の退避及び避難誘導並びに人命救助に関すること 立入禁止区域及びその周辺の警備、交通規制等に関すること 住民等への情報伝達に関すること 	警備第二課	
61	(現地災害対策本部の配備体制、所掌事務)				(現地災害対策本部の配備体制、所掌事務)				県現地災害対策本部マニュアルの修正に伴う修正
●政策部 副部長	災害対策の 総括	(情報収集 班) <ul style="list-style-type: none"> 被害状況の把握及び災害応急対策に係る情報収集に関すること (分析・企画 班) <ul style="list-style-type: none"> 現地災害対策本部の設置・運営に関すること 現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会に関すること (調整 班) <ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部との連絡調整に関すること 国の現地災害対策本部との連絡調整に関すること オフサイトセンター機能班との連絡調整に関すること 原子力防災専門官、原子力発電所防災管理者との連絡調整に関すること 他班の所掌に属さない事業者・施設等との連絡調整に関すること 	危機管理防災課 原子力安全対策課 各部主管課 上場営農センター 北部家畜保健衛生所 玄海水産振興センター 唐津農林事務所 伊万里農林事務所 唐津土木事務所 伊万里土木事務所 唐津県税事務所 教育総務課 西部教育事務所 (北部支所) 警備第二課	●政策部 副部長	災害対策の 総括	(情報収集 チーム) <ul style="list-style-type: none"> 被害状況の把握及び災害応急対策に係る情報収集に関すること (分析・企画 チーム) <ul style="list-style-type: none"> 現地災害対策本部の設置・運営に関すること 現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会に関すること (調整 チーム) <ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部との連絡調整に関すること 国の現地災害対策本部との連絡調整に関すること オフサイトセンター機能班との連絡調整に関すること 原子力防災専門官、原子力発電所防災管理者との連絡調整に関すること 他班の所掌に属さない事業者・施設等との連絡調整に関すること 	危機管理防災課 原子力安全対策課 各部主管課 上場営農センター 北部家畜保健衛生所 玄海水産振興センター 唐津農林事務所 伊万里農林事務所 唐津土木事務所 伊万里土木事務所 唐津県税事務所 教育総務課 西部教育事務所 (北部支所) 警備第二課		

頁	現行			修正案			備考
62	(参考：オフサイトセンター機能班等の所掌事務、県からの派遣要員)			(参考：オフサイトセンター機能班等の所掌事務、県からの派遣要員)			国基本計画の修正に伴う修正
班名	所掌事務	県からの派遣要員	班名	所掌事務	県からの派遣要員		
総括班	<ul style="list-style-type: none"> ・オフサイトセンターにおける情報管理 ・全体統括 ・屋内退避案作成 ・現地事故対策連絡会議及び合同対策協議会の運営 ・機能班間連絡調整 ・原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。） チーム総括班、県及び市町村災害対策本部等との連絡調整	副責任者 ◇危機管理防災課副課長 班員 危機管理防災課、 原子力安全対策課	総括班	<ul style="list-style-type: none"> ・オフサイトセンターにおける情報管理 ・全体統括 ・屋内退避案作成 ・現地事故対策連絡会議及び合同対策協議会の運営 ・機能班間連絡調整 ・原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。） チーム総括班、県及び市町村災害対策本部等との連絡調整	副責任者 ◇危機管理防災課副課長 班員 危機管理防災課、 原子力安全対策課		
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関への対応 ・ERCチーム広報班、県及び市町村災害対策本部等との情報共有 ・住民からの問い合わせ等への対応 	副責任者 ◇報道課副課長 班員 報道課、広報広聴課	広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関への対応 ・ERCチーム広報班、県及び市町村災害対策本部等との情報共有 ・住民からの問合せ等への対応 	副責任者 ◇報道課副課長 班員 報道課、広報広聴課		
プラントチーム	<ul style="list-style-type: none"> ・事故情報の把握 ・プラントの状況に関する情報提供 	(派遣要員なし)	プラントチーム	<ul style="list-style-type: none"> ・事故情報の把握 ・プラントの状況に関する情報提供 	(派遣要員なし)		
放射線班	<ul style="list-style-type: none"> ・OFC内での緊急時モニタリング結果の共有 ・地方気象台等からの関連情報の収集 ・OFC各班からの情報の入手及びEMCとの共有 ・原子力災害合同対策協議会等、関係する会議資料等の作成 ・除染等の措置及び放射性物質により汚染された廃棄物の処理等についての調整 	班員 緊急時モニタリング本部要員	放射線班	<ul style="list-style-type: none"> ・OFC内での緊急時モニタリング結果の共有 ・地方気象台等からの関連情報の収集 ・OFC各班からの情報の入手及びEMCとの共有 ・原子力災害合同対策協議会等、関係する会議資料等の作成 ・除染等の措置及び放射性物質により汚染された廃棄物の処理等についての調整 	班員 緊急時モニタリング本部要員		
医療班	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害時の医療の実施に係る関係者との連絡・調整 ・原子力災害医療に関連する情報の収集 	副責任者 ◇健康福祉部副部長 班員 医務課、 唐津保健福祉事務所、 伊万里保健福祉事務所	医療班	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害時の医療の実施に係る関係者との連絡・調整 ・原子力災害医療に関連する情報の収集 	副責任者 ◇健康福祉部副部長 班員 医務課、 唐津保健福祉事務所、 伊万里保健福祉事務所		
住民安全班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の救助活動及び社会秩序の維持 ・屋内退避・避難の調整 ・救助・救急活動の調整 ・交通規制等の調整 ・緊急輸送の調整 ・物資調達、供給活動の調整 	副責任者 ◇政策部副部長 副責任者 ◇警察本部警備部参事官 班員 危機管理防災課、	住民安全班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の救助活動及び社会秩序の維持 ・屋内退避・避難の調整 ・救助・救急活動の調整 ・交通規制等の調整 ・緊急輸送の調整 ・物資調達、供給活動の調整 	副責任者 ◇政策部副部長 副責任者 ◇警察本部警備部参事官 班員 危機管理防災課、		

頁	現行			修正案			備考	
63	運営支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・オフサイトセンターの管理 ・オフサイトセンター参集者の食料等の調達 ・オフサイトセンター内の環境整備 ・オフサイトセンターの出入管理 	警備第二課 副責任者 ◇唐津県税事務所長 班員 唐津県税事務所	運営支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・オフサイトセンターの管理 ・オフサイトセンター参集者の食料等の調達 ・オフサイトセンター内の環境整備 ・オフサイトセンターの出入管理 	警備第二課 副責任者 ◇唐津県税事務所長 班員 唐津県税事務所		
	実動対処班	<ul style="list-style-type: none"> ・実動省庁、官邸チーム実動対処班及びE R C チーム実動対処班等との連絡・調整 ・実動組織の活動状況に係る情報共有 	(派遣要員なし)	実動対処班	<ul style="list-style-type: none"> ・実動省庁、官邸チーム実動対処班及びE R C チーム実動対処班等との連絡・調整 ・実動組織の活動状況に係る情報共有 	(派遣要員なし)		
	緊急時モニタリングセンター（オフサイトセンター内）	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの詳細の決定 ・緊急時モニタリング結果のとりまとめ及び妥当性の確認 ・緊急時モニタリング結果の評価に資する情報の提供 ・緊急時モニタリング実施計画の改定案への提案及び意見 	副責任者 ◇環境センター所長 班員 緊急時モニタリング本部要員	緊急時モニタリングセンター（オフサイトセンター内）	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの詳細の決定 ・緊急時モニタリング結果のとりまとめ及び妥当性の確認 ・緊急時モニタリング結果の評価に資する情報の提供 ・緊急時モニタリング実施計画の改定案への提案及び意見 	副責任者 ◇環境センター所長 班員 緊急時モニタリング本部要員		
(略)	(略)			(略)				
(3) その他市町の活動体制	<p>その他市町は、速やかに職員の非常参集、緊急時モニタリングへの協力体制の確立、情報の収集・連絡体制の確立、屋内退避指示が必要な場合等に備えた住民への情報伝達体制等必要な体制をとるとともに、国、県、玄海町、関係周辺市及び原子力事業者等の関係機関と密接な連携を図るものとする。</p> <p>また、避難のための立退きの指示等が出された場合、当該指示等の対象となった地域の避難先となる市町においては、指定避難所の設置、避難者の誘導等、必要な支援を行う体制をとる。</p>			<p>その他市町は、速やかに職員の非常参集、緊急時モニタリングへの協力体制の確立、情報の収集・連絡体制の確立、屋内退避指示が必要な場合等に備えた住民への情報伝達体制等必要な体制をとるとともに、国、県、玄海町、関係周辺市及び原子力事業者等の関係機関と密接な連携を図るものとする。</p> <p>また、避難のための立退きの指示等が出された場合、当該指示等の対象となった地域の避難先となる市町においては、指定避難所等^等の設置、避難者の誘導等、必要な支援を行う体制をとる。</p>				
66	第5節 緊急時モニタリング活動	国（原子力規制委員会、自衛隊、海上保安部）、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、その他モニタリング関係機関（危機管理防災課、原子力安全対策課、環境センター、医務課、健康福祉政策課、関係各課）		第5節 緊急時モニタリング活動	国（原子力規制委員会、自衛隊、海上保安部）、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、その他モニタリング関係機関（危機管理防災課、原子力安全対策課、環境センター、医務課、健康福祉政策課、関係各課）			
67	(略)	(略)			(略)			
1 緊急時モニタリング等の実施	<p>(1) 情報収集事態の環境放射線モニタリング</p> <p>県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行</p>			<p>1 緊急時モニタリング等の実施</p> <p>(1) 情報収集事態の環境放射線モニタリング</p> <p>県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を</p>				国基本計画の修正に

国基本計画の修正に伴う修正

頁	現行	修正案	備考				
	<p>い、平常時モニタリングを継続する。</p> <p>(2) 警戒事態の環境放射線モニタリング</p> <p>県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うとともに、平常時モニタリングの強化を行い、緊急時モニタリングの準備を開始する。また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い、国による緊急時モニタリングセンターの立上げ準備に協力する。併せて、市町に対し、可搬型モニタリングポストの設置及び起動についての指示を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>行い、平時モニタリングを継続する。</p> <p>(2) 警戒事態の環境放射線モニタリング</p> <p>県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うとともに、平時モニタリングの強化を行い、緊急時モニタリングの準備を開始する。また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い、国による緊急時モニタリングセンターの立上げ準備に協力する。併せて、市町に対し、可搬型モニタリングポストの設置及び起動についての指示を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>伴う修正</p>				
68	<table border="1" data-bbox="225 579 1427 852"> <tr> <td data-bbox="225 579 649 852">第6節 避難、屋内退避等の防護措置</td> <td data-bbox="649 579 1427 852"> <p>県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、その他防災関係機関</p> <p>県（危機管理防災課、原子力安全対策課、こども未来課、法務私学課、まなび課、文化課、社会福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、生活衛生課、農政企画課、道路課、多文化共生さが推進課、教育振興課、学校教育課、教育総務課）</p> </td> </tr> </table>	第6節 避難、屋内退避等の防護措置	<p>県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、その他防災関係機関</p> <p>県（危機管理防災課、原子力安全対策課、こども未来課、法務私学課、まなび課、文化課、社会福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、生活衛生課、農政企画課、道路課、多文化共生さが推進課、教育振興課、学校教育課、教育総務課）</p>	<table border="1" data-bbox="1516 579 2718 852"> <tr> <td data-bbox="1516 579 1941 852">第6節 避難、屋内退避等の防護措置</td> <td data-bbox="1941 579 2718 852"> <p>県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、その他防災関係機関</p> <p>県（危機管理防災課、原子力安全対策課、こども未来課、法務私学課、まなび課、文化課、社会福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、生活衛生課、農政企画課、道路課、多文化共生さが推進課、教育振興課、学校教育課、教育総務課）</p> </td> </tr> </table>	第6節 避難、屋内退避等の防護措置	<p>県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、その他防災関係機関</p> <p>県（危機管理防災課、原子力安全対策課、こども未来課、法務私学課、まなび課、文化課、社会福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、生活衛生課、農政企画課、道路課、多文化共生さが推進課、教育振興課、学校教育課、教育総務課）</p>	
第6節 避難、屋内退避等の防護措置	<p>県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、その他防災関係機関</p> <p>県（危機管理防災課、原子力安全対策課、こども未来課、法務私学課、まなび課、文化課、社会福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、生活衛生課、農政企画課、道路課、多文化共生さが推進課、教育振興課、学校教育課、教育総務課）</p>						
第6節 避難、屋内退避等の防護措置	<p>県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、その他防災関係機関</p> <p>県（危機管理防災課、原子力安全対策課、こども未来課、法務私学課、まなび課、文化課、社会福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、生活衛生課、農政企画課、道路課、多文化共生さが推進課、教育振興課、学校教育課、教育総務課）</p>						
71	<p>(略)</p> <p>1 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>(1) 避難の指示等</p> <p>ア 県の役割</p> <p>(略)</p> <p>(カ) 避難に係る調整等</p> <p>避難指示等を行った市町は、避難先となる指定避難所に職員を派遣し、受入市町及び避難した住民等との連絡調整を行う。</p> <p>その他市町は、避難を受け入れる場合、玄海町及び関係周辺市の避難計画に定める指定避難所を提供し、指定避難所において玄海町及び関係周辺市の職員の補助を行うなど、必要な協力を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 情報の提供</p> <p>県、避難指示等を行った市町、県警察、消防機関及びその他防災関係機関は相互に、避難誘導時において、住民等に向けて、指定避難所や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果その他の避難に資する情報の提供に努める。</p> <p>また、県は、避難や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要等の情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p> <p>(3) 避難状況の確認</p> <p>避難指示等を行った市町は、指定避難所における確認等により住民の避難状況の確認を行うものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>1 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>(1) 避難の指示等</p> <p>ア 県の役割</p> <p>(略)</p> <p>(カ) 避難に係る調整等</p> <p>避難指示等を行った市町は、避難先となる指定避難所等に職員を派遣し、受入市町及び避難した住民等との連絡調整を行う。</p> <p>その他市町は、避難を受け入れる場合、玄海町及び関係周辺市の避難計画に定める指定避難所等を提供し、指定避難所等において玄海町及び関係周辺市の職員の補助を行うなど、必要な協力を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 情報の提供</p> <p>県、避難指示等を行った市町、県警察、消防機関及びその他防災関係機関は相互に、避難誘導時において、住民等に向けて、指定避難所等や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果その他の避難に資する情報の提供に努める。</p> <p>また、県は、避難や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要等の情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p> <p>(3) 避難状況の確認</p> <p>避難指示等を行った市町は、指定避難所等における確認等により住民の避難状況の確認を行うものとする。</p>	<p>国基本計画の修正に伴う修正</p> <p>国基本計画の修正に伴う修正</p> <p>国基本計画の修正に伴う修正</p>				
72	<p>県は、避難指示等を行った市町と連携し、それぞれの指定避難所等に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国の原子力災害現地対策本部等への報告を行うものとする。</p> <p>なお、避難は努めて放射性物質の放出前に完了することを目指すものとする。</p> <p>県及び避難指示を行った市町は、避難状況の確実な把握のため、住民等に対し、指定避難所等以外に避</p>	<p>県は、避難指示等を行った市町と連携し、それぞれの指定避難所等に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国の原子力災害現地対策本部等への報告を行うものとする。</p> <p>なお、避難は努めて放射性物質の放出前に完了することを目指すものとする。</p>	<p>国基本計画の修正に伴う修正</p>				

頁	現行	修正案	備考				
73	<p>難した場合等に、市町村災害対策本部に居場所と連絡先を連絡することについて周知を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 避難及びその指示等の実効を上げるための措置</p> <p>(1) 避難方法</p> <p>避難は原則自家用車両を利用するものとし、自家用車両により避難が困難な住民については、近所の方との乗り合いによる自家用車避難を行うか、集合場所に参集し市町等の保有する車両にて避難を行う。これらの手段でも避難手段が不足する場合には、県が市町からの依頼に基づきバス・タクシー協会・自衛隊等に要請し手配した車両にて避難を行うものとする。</p> <p>指定避難所の駐車スペースは、指定避難所に併設する運動場等の駐車スペースをまずは利用することとし、なお不足する場合には、近隣のグラウンド等を利用するものとする。</p> <p>(2) 避難誘導等</p> <p>避難住民の受入を行う市町は、主要避難経路から指定避難所への進入路に誘導員を配置する等、避難が円滑に実施されるための協力を行う。</p> <p>(略)</p> <p>74 (5) 避難者の避難先での被ばくを避けるための措置</p> <p>県、玄海町、関係周辺市及びその他市町は連携して、避難指示等が行われた区域の住民が避難することとされている指定避難所のモニタリングを実施するものとする。</p> <p>このモニタリングにおいて、O I L 2 を超える空間放射線率が測定された場合には、県又は玄海町若しくは関係周辺市は、あらかじめ確保した再移転先とできる施設を当該避難所において指示するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>6 飲食物、生活必需品等の供給</p> <p>(略)</p>	<p>県及び避難指示等を行った市町は、避難状況の確実な把握のため、住民等に対し、指定避難所等以外に避難した場合等に、市町村災害対策本部に居場所と連絡先を連絡することについて周知を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 避難及びその指示等の実効を上げるための措置</p> <p>(1) 避難方法</p> <p>避難は原則自家用車両を利用するものとし、自家用車両により避難が困難な住民については、近所の方との乗り合いによる自家用車避難を行うか、集合場所に参集し市町等の保有する車両にて避難を行う。これらの手段でも避難手段が不足する場合には、県が市町からの依頼に基づきバス・タクシー協会・自衛隊等に要請し手配した車両にて避難を行うものとする。</p> <p>指定避難所等の駐車スペースは、指定避難所等に併設する運動場等の駐車スペースをまずは利用することとし、なお不足する場合には、近隣のグラウンド等を利用するものとする。</p> <p>(2) 避難誘導等</p> <p>避難住民の受入を行う市町は、主要避難経路から指定避難所等への進入路に誘導員を配置する等、避難が円滑に実施されるための協力を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難者の避難先での被ばくを避けるための措置</p> <p>県、玄海町、関係周辺市及びその他市町は連携して、避難指示等が行われた区域の住民が避難することとされている指定避難所等のモニタリングを実施するものとする。</p> <p>このモニタリングにおいて、O I L 2 を超える空間放射線率が測定された場合には、県又は玄海町若しくは関係周辺市は、あらかじめ確保した再移転先とできる施設を当該避難所において指示するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>6 飲食物、生活必需品等の備蓄・供給</p> <p>(略)</p>	<p>国基本計画の修正に伴う修正</p> <p>国基本計画の修正に伴う修正</p> <p>国基本計画の修正に伴う追記</p>				
78	<table border="1" data-bbox="222 1480 1424 1753"> <tr> <td data-bbox="222 1480 638 1753">第8節 学校等、病院等医療機関、社会福祉施設等における避難等</td> <td data-bbox="638 1480 1424 1753"> <p>玄海町、関係周辺市、その他市町、学校等、国立・私立の学校等の設置者等、病院等医療機関・社会福祉施設・不特定多数の者が利用する特定施設等の管理者</p> <p>県（子ども未来課、法務私学課、まなび課、スポーツ課、文化課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、子ども家庭課、教育振興課、学校教育課、教育総務課）</p> </td> </tr> </table>	第8節 学校等、病院等医療機関、社会福祉施設等における避難等	<p>玄海町、関係周辺市、その他市町、学校等、国立・私立の学校等の設置者等、病院等医療機関・社会福祉施設・不特定多数の者が利用する特定施設等の管理者</p> <p>県（子ども未来課、法務私学課、まなび課、スポーツ課、文化課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、子ども家庭課、教育振興課、学校教育課、教育総務課）</p>	<table border="1" data-bbox="1510 1480 2745 1753"> <tr> <td data-bbox="1510 1480 1929 1753">第8節 学校等、病院等医療機関、社会福祉施設等における避難等</td> <td data-bbox="1929 1480 2745 1753"> <p>玄海町、関係周辺市、その他市町、学校等、国立・私立の学校等の設置者等、病院等医療機関・社会福祉施設・不特定多数の者が利用する特定施設等の管理者</p> <p>県（子ども未来課、法務私学課、まなび課、スポーツ課、文化課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、子ども家庭課、教育振興課、学校教育課、教育総務課）</p> </td> </tr> </table>	第8節 学校等、病院等医療機関、社会福祉施設等における避難等	<p>玄海町、関係周辺市、その他市町、学校等、国立・私立の学校等の設置者等、病院等医療機関・社会福祉施設・不特定多数の者が利用する特定施設等の管理者</p> <p>県（子ども未来課、法務私学課、まなび課、スポーツ課、文化課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、子ども家庭課、教育振興課、学校教育課、教育総務課）</p>	
第8節 学校等、病院等医療機関、社会福祉施設等における避難等	<p>玄海町、関係周辺市、その他市町、学校等、国立・私立の学校等の設置者等、病院等医療機関・社会福祉施設・不特定多数の者が利用する特定施設等の管理者</p> <p>県（子ども未来課、法務私学課、まなび課、スポーツ課、文化課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、子ども家庭課、教育振興課、学校教育課、教育総務課）</p>						
第8節 学校等、病院等医療機関、社会福祉施設等における避難等	<p>玄海町、関係周辺市、その他市町、学校等、国立・私立の学校等の設置者等、病院等医療機関・社会福祉施設・不特定多数の者が利用する特定施設等の管理者</p> <p>県（子ども未来課、法務私学課、まなび課、スポーツ課、文化課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、子ども家庭課、教育振興課、学校教育課、教育総務課）</p>						
78	<p>学校等、病院等医療機関、社会福祉施設、不特定多数の者が利用する施設等においては、あらかじめ指定避難所、避難経路、誘導責任者及び避難方法等について作成した避難計画に基づき、避難のための立退きの指示等があった場合には、迅速かつ安全に避難を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>学校等、病院等医療機関、社会福祉施設、不特定多数の者が利用する施設等においては、あらかじめ指定避難所等、避難経路、誘導責任者及び避難方法等について作成した避難計画に基づき、避難のための立退きの指示等があった場合には、迅速かつ安全に避難を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>国基本計画の修正に伴う修正</p>				

頁	現行		修正案		備考
					正
86	第14節 住民等への的確な情報伝達活動	国（原子力規制委員会、内閣府、海上保安部）、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、報道課、広報広聴課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）	第14節 住民等への的確な情報伝達活動	国（原子力規制委員会、内閣府、海上保安部）、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、報道課、広報広聴課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）	
86	<p>(略)</p> <p>1 住民等への情報伝達活動</p> <p>(1) 住民等への広報</p> <p>(略)</p> <p>海上保安部は、船舶等への航行警報を行うとともに、<u>巡視</u>船艇により周知を図るものとする。</p> <p>(2) 実施方法</p> <p>(略)</p> <p>オ 被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、指定避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>87 (5) 避難状況の把握への協力</p> <p>県は、避難状況の確実な把握に向けて、市町が指定した指定避難所以外に避難をした場合等には、市町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等への周知について協力するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 住民等からの<u>問い合わせ</u>に対する対応</p> <p>(1) 県、国、玄海町、関係周辺市、その他市町及び原子力事業者は、速やかに住民等からの<u>問い合わせ</u>に対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。当該窓口は、事故の状況を考慮し、必要に応じて24時間受付体制等の対応を実施する。</p> <p>(略)</p>		<p>(略)</p> <p>1 住民等への情報伝達活動</p> <p>(1) 住民等への広報</p> <p>(略)</p> <p>海上保安部は、船舶等への航行警報を行うとともに、<u>船艇</u>により周知を図るものとする。</p> <p>(2) 実施方法</p> <p>(略)</p> <p>オ 被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、指定避難所<u>等</u>にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難状況の把握への協力</p> <p>県は、避難状況の確実な把握に向けて、市町が指定した指定避難所<u>等</u>以外に避難をした場合等には、市町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等への周知について協力するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 住民等からの<u>問合せ</u>に対する対応</p> <p>(1) 県、国、玄海町、関係周辺市、その他市町及び原子力事業者は、速やかに住民等からの<u>問合せ</u>に対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。当該窓口は、事故の状況を考慮し、必要に応じて24時間受付体制等の対応を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>国基本計画の修正に伴う修正</p> <p>国基本計画の修正に伴う修正</p>	

頁	現行	修正案	備考
89	<p>【住民等に対する指示伝達・情報提供の系統図】</p> <p>原子力災害合同対策協議会 (オフサイトセンター)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国現地災害対策本部 国原子力災害対策本部 県現地災害対策本部 県災害対策本部 原子力事業者 玄海町・関係周辺市 県警察本部 消防本部 自衛隊 <p>伝達経路: 指示伝達, 報告連絡, 指示伝達, 報道要請, 指示伝達</p> <p>対象機関: 原子力事業者, 玄海町・関係周辺市 (災害対策本部) その他市町, 消防本部, 県警察, 自衛隊, 海上保安部</p> <p>伝達手段: 報道機関, 構内放送, 協力会社入場者等, 広報車, 防災行政無線, 有線放送, 関係機関, 消防団等, 学校等, 福祉施設, 児童生徒入所者等, 広報車, 広報車等, 航空機等, 漁業無線, 巡視船艇, 船舶等, 交通機関等</p> <p>最終対象: 住民等</p>	<p>【住民等に対する指示伝達・情報提供の系統図】</p> <p>原子力災害合同対策協議会 (オフサイトセンター)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国現地災害対策本部 国原子力災害対策本部 県現地災害対策本部 県災害対策本部 原子力事業者 玄海町・関係周辺市 県警察本部 消防本部 自衛隊 <p>伝達経路: 指示伝達, 報告連絡, 指示伝達, 報道要請, 指示伝達</p> <p>対象機関: 原子力事業者, 玄海町・関係周辺市 (災害対策本部) その他市町, 消防本部, 県警察, 自衛隊, 海上保安部</p> <p>伝達手段: 報道機関, 構内放送, 協力会社入場者等, 広報車, 防災行政無線, 有線放送, 関係機関, 消防団等, 学校等, 福祉施設, 児童生徒入所者等, 広報車, 広報車等, 航空機等, 漁業無線, 船舶, 船舶等, 交通機関等</p> <p>最終対象: 住民等</p>	<p>国基本計画の修正に伴う修正</p>

頁	現行		修正案		備考
90	第15節 文教対策計画	学校等、玄海町、関係周辺市、その他市町、国立・私立の学校等の設置者等 県（こども未来課、法務私学課、教育振興課、教職員課、学校教育課、教育総務課、保健体育課）	第15節 文教対策計画	学校等、玄海町、関係周辺市、その他市町、国立・私立の学校等の設置者等 県（こども未来課、法務私学課、教育振興課、教職員課、学校教育課、教育総務課、保健体育課）	
90 92	<p>(略)</p> <p>3 応急教育の実施 学校等並びに県、市町及び国立、私立の学校等の設置者等は、原子力災害により、学校施設が被災した場合又は指定避難所等として被災者が避難してきた場合にも、次により応急教育を実施する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>5 指定避難所等となる場合の対応 公立の学校等は、市町から要請があった場合、学校施設の安全性を確認した上で、指定避難所等を開設し、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、避難住民等の収容をはじめとした避難所運営を支援するものとする。 収容場所の開設順序としては、[体育館 ⇒ 特別教室 ⇒ 普通教室]の順序で収容を行う。 指定避難所等を開設した場合は、速やかに開設・収容等の状況を、市町とともに、市町教育委員会又は県教育委員会へ報告する。</p> <p>(略)</p>		<p>(略)</p> <p>3 応急教育の実施 学校等並びに県、市町及び国立、私立の学校等の設置者等は、原子力災害により、学校施設が被災した場合又は指定避難所等として被災者が避難してきた場合にも、次により応急教育を実施する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(7) 福祉</u></p> <p><u>被災都道府県は、必要に応じ、その地域内における福祉的支援を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。</u></p> <p><u>被災都道府県以外の都道府県は、必要に応じ、被災地域内における福祉的支援及びその支援を円滑に行うための総合調整等の支援に努めるものとする。</u></p> <p><u>被災都道府県は、避難所等の高齢者、障害者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA T）を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣するものとする被災都道府県以外の都道府県は、国〔厚生労働省〕又は被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所等の高齢者、障害者等の多様なニーズの対応のため、災害派遣福祉チーム（DWA T）の応援派遣を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>5 指定避難所等となる場合の対応 公立の学校等は、市町から要請があった場合、学校施設の安全性を確認した上で、指定避難所等を開設し、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、避難住民等の収容をはじめとした避難所運営を支援するものとする。 収容場所の開設順序としては、[体育館 ⇒ 特別教室 ⇒ 普通教室]の順序で収容を行う。 指定避難所等を開設した場合は、速やかに開設・収容等の状況を、市町とともに、市町教育委員会又は県教育委員会へ報告する。</p> <p>(略)</p>		<p>国基本計画の修正に伴う修正</p> <p>国基本計画の修正に伴う追記</p> <p>国基本計画の修正に伴う修正</p>
93	第17節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール	県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、医務課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）	第17節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール	県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、医務課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）	

頁	現行	修正案	備考
95	<p>原子力災害対策に係る県災対本部の応急対策の着手時期</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; width: 80%; text-align: center;"> <p>情報収集事態 段階</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; width: 80%; text-align: center;"> <p>警戒事態 段階</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; width: 80%; text-align: center;"> <p>施設敷地緊急 事態段階</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; width: 80%; text-align: center;"> <p>全面緊急事態 段階 (原災法 15 条通報後)</p> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> 【玄海町で震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生した事態】 <ul style="list-style-type: none"> ・連絡体制の確立 ・情報収集事態発生の関係機関等への連絡 ・<u>平常時</u>モニタリングの継続（固定局稼働状況の確認等） 【体制構築や情報収集を行い、住民のための準備を開始する時期】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害警戒対策本部の設置、現地事故対策連絡会議への職員派遣 ・警戒事態発生の関係機関等への連絡 ・警戒事態発生後の情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ・緊急モニタリング本部設置 ・<u>平常時</u>モニタリングの強化 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難準備 ・住民への情報伝達、<u>問い合わせ</u>窓口の設置 【災害の発生に備えた警戒体制を整え、緊急時モニタリングを開始するとともに、PAZ内の避難準備やより時間を必要とする住民等の避難等を行う時期】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部及び現地災害対策本部の設置 ・施設敷地緊急事態発生の関係機関等への連絡 ・施設敷地緊急事態発生後の情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ・緊急時モニタリングの開始 ・PAZ内の避難準備、施設敷地緊急事態要避難者に対する避難指示等 ・自衛隊への災害派遣要請 ・知事の緊急メッセージ、住民への情報伝達、問合せ窓口の設置 ・専門家の派遣要請 【緊急事態宣言に備え、避難等の準備をする時期】 <ul style="list-style-type: none"> ・施設敷地緊急事態発生の関係機関等への連絡 ・施設敷地緊急事態発生後の情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ・防災資機材の調達 ・学校の避難準備 ・専門家の派遣要請 <p>(略)</p>	<p>原子力災害対策に係る県災対本部の応急対策の着手時期</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; width: 80%; text-align: center;"> <p>情報収集事態 段階</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; width: 80%; text-align: center;"> <p>警戒事態 段階</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; width: 80%; text-align: center;"> <p>施設敷地緊急 事態段階</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; width: 80%; text-align: center;"> <p>全面緊急事態 段階 (原災法 15 条通報後)</p> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> 【玄海町で震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生した事態】 <ul style="list-style-type: none"> ・連絡体制の確立 ・情報収集事態発生の関係機関等への連絡 ・<u>平時</u>モニタリングの継続（固定局稼働状況の確認等） 【体制構築や情報収集を行い、住民のための準備を開始する時期】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害警戒対策本部の設置、現地事故対策連絡会議への職員派遣 ・警戒事態発生の関係機関等への連絡 ・警戒事態発生後の情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ・緊急モニタリング本部設置 ・<u>平時</u>モニタリングの強化 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難準備 ・住民への情報伝達、<u>問合せ</u>窓口の設置 【災害の発生に備えた警戒体制を整え、緊急時モニタリングを開始するとともに、PAZ内の避難準備やより時間を必要とする住民等の避難等を行う時期】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部及び現地災害対策本部の設置 ・施設敷地緊急事態発生の関係機関等への連絡 ・施設敷地緊急事態発生後の情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ・緊急時モニタリングの開始 ・PAZ内の避難準備、施設敷地緊急事態要避難者に対する避難指示等 ・自衛隊への災害派遣要請 ・知事の緊急メッセージ、住民への情報伝達、問合せ窓口の設置 ・専門家の派遣要請 【緊急事態宣言に備え、避難等の準備をする時期】 <ul style="list-style-type: none"> ・施設敷地緊急事態発生の関係機関等への連絡 ・施設敷地緊急事態発生後の情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ・防災資機材の調達 ・学校の避難準備 ・専門家の派遣要請 <p>(略)</p>	<p>国基本計画の修正に伴う修正</p> <p>国基本計画の修正に伴う修正</p>

頁	現行	修正案	備考																
102	第5章 複合災害対策 第2節 災害予防対策計画	第5章 複合災害対策 第2節 災害予防対策計画																	
102	(略) 第1 組織体制等の整備 (略) 2 県は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、 人材 及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、市町村及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。 (略)	(略) 第1 組織体制等の整備 (略) 2 県は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、 人員 及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、市町村及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。 (略)	国基本計画の修正に伴う修正																
103	第3節 災害応急対策計画	第3節 災害応急対策計画																	
105	(略) <table border="1" data-bbox="240 716 1472 1915"> <thead> <tr> <th data-bbox="240 716 388 800">対策部 対策部長</th> <th data-bbox="388 716 581 800">対策部長の 担任意務</th> <th data-bbox="581 716 1219 800">左の主な内容</th> <th data-bbox="1219 716 1472 800">関係(対応)課等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="240 800 388 1915"> 総括対策部 ●副知事 </td> <td data-bbox="388 800 581 1915"> 災害対策の総括 ◇危機管理・報道局長 ◇県民環境部副部長 ※総括対策部に、各対策部から、原則として副部長級職員1名及び課長級職員1名、その他職員1名を配置。(所属は総括対策部とする。) </td> <td data-bbox="581 800 1219 1915"> <ul style="list-style-type: none"> 災害応急対策の総合調整及び推進に関すること 本表においていずれの対策部にも属さない事務に係る処理の指示に関すること(情報収集関係) 災害・被害状況の把握に関すること 市町や関係機関への情報提供、国への報告に関すること (分析・企画関係) 災害対策本部及び現地対策本部の設置・運営に関すること 原子力災害合同対策協議会に関すること 災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関すること 防護対策及び防護対策区域の検討に関すること 避難の総合的な進行管理に関すること 退避の指示、警戒区域の設定に関すること 従事命令の発動に関すること 行方不明者の捜索に関すること 孤立地域対策に関すること(調整関係) 市町との連絡・全体調整に関すること(行政機能の移転及び業務支援の調整に関することを含む) 国の現地災害対策本部との連絡調整に関すること 自衛隊への出動準備要請、災害派遣要請、受入に関すること 緊急消防援助隊、警察災害派遣隊の受入・調整に関すること 国、他県等関係機関への応援要請・専門家等の派 </td> <td data-bbox="1219 800 1472 1915"> さが政策推進チーム 危機管理防災課 原子力安全対策課 ほか ※長期的対応が必要な場合等はパーマネントスタッフによる補充も行う </td> </tr> </tbody> </table>	対策部 対策部長	対策部長の 担任意務	左の主な内容	関係(対応)課等	総括対策部 ●副知事	災害対策の総括 ◇危機管理・報道局長 ◇県民環境部副部長 ※総括対策部に、各対策部から、原則として副部長級職員1名及び課長級職員1名、その他職員1名を配置。(所属は総括対策部とする。)	<ul style="list-style-type: none"> 災害応急対策の総合調整及び推進に関すること 本表においていずれの対策部にも属さない事務に係る処理の指示に関すること(情報収集関係) 災害・被害状況の把握に関すること 市町や関係機関への情報提供、国への報告に関すること (分析・企画関係) 災害対策本部及び現地対策本部の設置・運営に関すること 原子力災害合同対策協議会に関すること 災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関すること 防護対策及び防護対策区域の検討に関すること 避難の総合的な進行管理に関すること 退避の指示、警戒区域の設定に関すること 従事命令の発動に関すること 行方不明者の捜索に関すること 孤立地域対策に関すること(調整関係) 市町との連絡・全体調整に関すること(行政機能の移転及び業務支援の調整に関することを含む) 国の現地災害対策本部との連絡調整に関すること 自衛隊への出動準備要請、災害派遣要請、受入に関すること 緊急消防援助隊、警察災害派遣隊の受入・調整に関すること 国、他県等関係機関への応援要請・専門家等の派 	さが政策推進チーム 危機管理防災課 原子力安全対策課 ほか ※長期的対応が必要な場合等はパーマネントスタッフによる補充も行う	(略) <table border="1" data-bbox="1531 716 2748 1915"> <thead> <tr> <th data-bbox="1531 716 1679 800">対策部 対策部長</th> <th data-bbox="1679 716 1872 800">対策部長の 担任意務</th> <th data-bbox="1872 716 2510 800">左の主な内容</th> <th data-bbox="2510 716 2748 800">関係(対応)課等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1531 800 1679 1915"> 総括対策部 ●副知事 </td> <td data-bbox="1679 800 1872 1915"> 災害対策の総括 ◇危機管理・報道局長 ◇県民環境部副部長 ※総括対策部に、各対策部から、原則として副部長級職員1名及び課長級職員1名、その他職員1名を配置。(所属は総括対策部とする。) </td> <td data-bbox="1872 800 2510 1915"> <ul style="list-style-type: none"> 災害応急対策の総合調整及び推進に関すること 本表においていずれの対策部にも属さない事務に係る処理の指示に関すること(情報収集関係) 災害・被害状況の把握に関すること 市町や関係機関への情報提供、国への報告に関すること (分析・企画関係) 災害対策本部及び現地対策本部の設置・運営に関すること 原子力災害合同対策協議会に関すること 災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関すること 防護対策及び防護対策区域の検討に関すること 避難の総合的な進行管理に関すること 退避の指示、警戒区域の設定に関すること 従事命令の発動に関すること 行方不明者の捜索に関すること 孤立地域対策に関すること(調整関係) 市町との連絡・全体調整に関すること(行政機能の移転及び業務支援の調整に関することを含む) 国の現地災害対策本部との連絡調整に関すること 自衛隊への出動準備要請、災害派遣要請、受入に関すること 緊急消防援助隊、警察災害派遣隊の受入・調整に関すること 国、他県等関係機関への応援要請・専門家等の派 </td> <td data-bbox="2510 800 2748 1915"> さが政策推進チーム 危機管理防災課 原子力安全対策課 ほか ※長期的対応が必要な場合等はパーマネントスタッフによる補充も行う </td> </tr> </tbody> </table>	対策部 対策部長	対策部長の 担任意務	左の主な内容	関係(対応)課等	総括対策部 ●副知事	災害対策の総括 ◇危機管理・報道局長 ◇県民環境部副部長 ※総括対策部に、各対策部から、原則として副部長級職員1名及び課長級職員1名、その他職員1名を配置。(所属は総括対策部とする。)	<ul style="list-style-type: none"> 災害応急対策の総合調整及び推進に関すること 本表においていずれの対策部にも属さない事務に係る処理の指示に関すること(情報収集関係) 災害・被害状況の把握に関すること 市町や関係機関への情報提供、国への報告に関すること (分析・企画関係) 災害対策本部及び現地対策本部の設置・運営に関すること 原子力災害合同対策協議会に関すること 災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関すること 防護対策及び防護対策区域の検討に関すること 避難の総合的な進行管理に関すること 退避の指示、警戒区域の設定に関すること 従事命令の発動に関すること 行方不明者の捜索に関すること 孤立地域対策に関すること(調整関係) 市町との連絡・全体調整に関すること(行政機能の移転及び業務支援の調整に関することを含む) 国の現地災害対策本部との連絡調整に関すること 自衛隊への出動準備要請、災害派遣要請、受入に関すること 緊急消防援助隊、警察災害派遣隊の受入・調整に関すること 国、他県等関係機関への応援要請・専門家等の派 	さが政策推進チーム 危機管理防災課 原子力安全対策課 ほか ※長期的対応が必要な場合等はパーマネントスタッフによる補充も行う	
対策部 対策部長	対策部長の 担任意務	左の主な内容	関係(対応)課等																
総括対策部 ●副知事	災害対策の総括 ◇危機管理・報道局長 ◇県民環境部副部長 ※総括対策部に、各対策部から、原則として副部長級職員1名及び課長級職員1名、その他職員1名を配置。(所属は総括対策部とする。)	<ul style="list-style-type: none"> 災害応急対策の総合調整及び推進に関すること 本表においていずれの対策部にも属さない事務に係る処理の指示に関すること(情報収集関係) 災害・被害状況の把握に関すること 市町や関係機関への情報提供、国への報告に関すること (分析・企画関係) 災害対策本部及び現地対策本部の設置・運営に関すること 原子力災害合同対策協議会に関すること 災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関すること 防護対策及び防護対策区域の検討に関すること 避難の総合的な進行管理に関すること 退避の指示、警戒区域の設定に関すること 従事命令の発動に関すること 行方不明者の捜索に関すること 孤立地域対策に関すること(調整関係) 市町との連絡・全体調整に関すること(行政機能の移転及び業務支援の調整に関することを含む) 国の現地災害対策本部との連絡調整に関すること 自衛隊への出動準備要請、災害派遣要請、受入に関すること 緊急消防援助隊、警察災害派遣隊の受入・調整に関すること 国、他県等関係機関への応援要請・専門家等の派 	さが政策推進チーム 危機管理防災課 原子力安全対策課 ほか ※長期的対応が必要な場合等はパーマネントスタッフによる補充も行う																
対策部 対策部長	対策部長の 担任意務	左の主な内容	関係(対応)課等																
総括対策部 ●副知事	災害対策の総括 ◇危機管理・報道局長 ◇県民環境部副部長 ※総括対策部に、各対策部から、原則として副部長級職員1名及び課長級職員1名、その他職員1名を配置。(所属は総括対策部とする。)	<ul style="list-style-type: none"> 災害応急対策の総合調整及び推進に関すること 本表においていずれの対策部にも属さない事務に係る処理の指示に関すること(情報収集関係) 災害・被害状況の把握に関すること 市町や関係機関への情報提供、国への報告に関すること (分析・企画関係) 災害対策本部及び現地対策本部の設置・運営に関すること 原子力災害合同対策協議会に関すること 災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関すること 防護対策及び防護対策区域の検討に関すること 避難の総合的な進行管理に関すること 退避の指示、警戒区域の設定に関すること 従事命令の発動に関すること 行方不明者の捜索に関すること 孤立地域対策に関すること(調整関係) 市町との連絡・全体調整に関すること(行政機能の移転及び業務支援の調整に関することを含む) 国の現地災害対策本部との連絡調整に関すること 自衛隊への出動準備要請、災害派遣要請、受入に関すること 緊急消防援助隊、警察災害派遣隊の受入・調整に関すること 国、他県等関係機関への応援要請・専門家等の派 	さが政策推進チーム 危機管理防災課 原子力安全対策課 ほか ※長期的対応が必要な場合等はパーマネントスタッフによる補充も行う																

頁	現行				修正案				備考
106			遣要請・活動調整に関する事（広域避難の調整含む） ・防災関係機関、企業及び県民等に対する指示、協力要請及び連絡調整に関する事 ・国等関係機関への陳情等に関する事 ・視察・調査の対応、応接に関する事 ・被災地の慰問、激励等への対応に関する事 ・航空運用調整に関する事 （原子力施設関係） ・原子力施設との連絡に関する事 ・原子力施設の状況把握に関する事 ・原子力事業者の防災管理者との連絡調整に関する事 ・原子力施設に係る情報の整理、公表、説明に関する事				遣要請・活動調整に関する事（広域避難の調整含む） ・防災関係機関、企業及び県民等に対する指示、協力要請及び連絡調整に関する事 ・国等関係機関への陳情等に関する事 ・視察・調査の対応、応接に関する事 ・被災地の慰問、激励等への対応に関する事 ・航空運用調整に関する事 （原子力施設関係） ・原子力施設との連絡に関する事 ・原子力施設の状況把握に関する事 ・原子力事業者の防災管理者との連絡調整に関する事 ・原子力施設に係る情報の整理、公表、説明に関する事		
	情報通信対策部 ●総務部長	情報通信手段の確保等 ◇行政デジタル推進課長	・県庁ポータル及び職員ポータルの維持・復旧に関する事 ・被災市町のICTに係る助言に関する事 ・公共ネットワーク、情報系ネットワークの復旧・整備に関する事（代替通信手段の確保含む） ・重要システムの非常用電源の確保に関する事 ・現地機関の移転先における情報通信環境の整備の支援に関する事 ・防災行政無線等通信施設の利用調整に関する事 ・災害対策本部の設備に関する事 ・電源（災害対策本部の非常用電源を除く）及び電話回線の確保に関する事 ・代替オフサイトセンターの臨時電話等の設置に関する事	行政デジタル推進課 危機管理防災課 資産活用課	情報通信対策部 ●総務部長	情報通信手段の確保等 ◇行政デジタル推進課長	・県庁ポータル及び職員ポータルの維持・復旧に関する事 ・被災市町のICTに係る助言に関する事 ・公共ネットワーク、情報系ネットワークの復旧・整備に関する事（代替通信手段の確保含む） ・重要システムの非常用電源の確保に関する事 ・現地機関の移転先における情報通信環境の整備の支援に関する事 ・防災行政無線等通信施設の利用調整に関する事 ・災害対策本部の設備に関する事 ・電源（災害対策本部の非常用電源を除く）及び電話回線の確保に関する事 ・代替オフサイトセンターの臨時電話等の設置に関する事	行政デジタル推進課 危機管理防災課 資産活用課	
	広報対策部 ●危機管理・報道局長	県民等への情報発信、報道対応等 ◇報道課長	・県ホームページによる事故情報・災害情報等の提供に関する事 ・報道機関を通じた県民への情報提供に関する事 ・県本部の広報に関する事 ・報道機関との連絡及び相互協力に関する事 ・報道機関への緊急報道要請に関する事 ・知事による県民への呼びかけ及び対応方針説明に関する事 ・地域コミュニティFMとの情報連携・提供に関する事 ・生活関連情報の提供に関する事 ・報道機関からの照会への対応に関する事 ・各種支援策に係る住民への周知に関する事 ・海外に対する災害・被災状況、支援内容（物資の種類や提供方法等）等の情報発信に関する事	広報広聴課 報道課 国際政策グループ	広報対策部 ●危機管理・報道局長	県民等への情報発信、報道対応等 ◇報道課長	・県ホームページによる事故情報・災害情報等の提供に関する事 ・報道機関を通じた県民への情報提供に関する事 ・県本部の広報に関する事 ・報道機関との連絡及び相互協力に関する事 ・報道機関への緊急報道要請に関する事 ・知事による県民への呼びかけ及び対応方針説明に関する事 ・地域コミュニティFMとの情報連携・提供に関する事 ・生活関連情報の提供に関する事 ・報道機関からの照会への対応に関する事 ・各種支援策に係る住民への周知に関する事 ・海外に対する災害・被災状況、支援内容（物資の種類や提供方法等）等の情報発信に関する事	広報広聴課 報道課 国際政策グループ	

頁	現行				修正案				備考
107			<ul style="list-style-type: none"> 海外からの支援等の問合せに関する事 国対策本部との報道発表内容の調整に関する事 誤情報拡散防止への対応 放射線等に係る住民向け情報提供、広報の実施に関する事（出荷制限・摂取制限に係る注意喚起等を含む。） 風評被害に対応する広報の実施に関する事 上記広報対策部の活動に際し収集した資料の整理・記録に関する事 				<ul style="list-style-type: none"> 海外からの支援等の問合せに関する事 国対策本部との報道発表内容の調整に関する事 誤情報拡散防止への対応 放射線等に係る住民向け情報提供、広報の実施に関する事（出荷制限・摂取制限に係る注意喚起等を含む。） 風評被害に対応する広報の実施に関する事 上記広報対策部の活動に際し収集した資料の整理・記録に関する事 		
	被災者支援等対策部 ●政策部長 ◇広報広聴課長	被災者等の相談対応（24時間対応を基本） ◇広報広聴課長	<ul style="list-style-type: none"> 県民からの要望の受付に関する事 被災者等からの相談に係る担当調整、とりまとめに関する事 放射線等に係る相談、問合せの対応に関する事 	広報広聴課 ※必要に応じて関係課に対応を依頼及び要員参集	被災者支援等対策部 ●政策部長 ◇広報広聴課長	被災者等の相談対応（24時間対応を基本） ◇広報広聴課長	<ul style="list-style-type: none"> 県民からの要望の受付に関する事 被災者等からの相談に係る担当調整、とりまとめに関する事 放射線等に係る相談、問合せの対応に関する事 	広報広聴課 ※必要に応じて関係課に対応を依頼及び要員参集	
		被災者支援に関する事 ◇政策部副部長	<ul style="list-style-type: none"> 義援金に関する事 被災者生活再建支援法の適用に関する事 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関する事 他都道府県等からの災害見舞金に関する事 	危機管理防災課 社会福祉課 ほか		被災者支援に関する事 ◇政策部副部長	<ul style="list-style-type: none"> 義援金に関する事 被災者生活再建支援法の適用に関する事 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関する事 他都道府県等からの災害見舞金に関する事 	危機管理防災課 社会福祉課 ほか	
		県議会对策等 ◇政策調整監	<ul style="list-style-type: none"> 県議会との連絡調整に関する事 政策部の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事 	さが政策推進チーム		県議会对策等 ◇政策調整監	<ul style="list-style-type: none"> 県議会との連絡調整に関する事 政策部の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事 	さが政策推進チーム	
		ライフライン情報の収集・提供 ◇政策部副部長	<ul style="list-style-type: none"> ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、通信、放送施設）の被害状況及び復旧状況に関する情報の収集、関係機関への伝達に関する事 	行政デジタル推進課 生活衛生課 産業グリーン化推進グループ 下水道課 ほか		ライフライン情報の収集・提供 ◇政策部副部長	<ul style="list-style-type: none"> ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、通信、放送施設）の被害状況及び復旧状況に関する情報の収集、関係機関への伝達に関する事 	行政デジタル推進課 生活衛生課 産業グリーン化推進グループ 下水道課 ほか	
		災害救助法 ◇政策部副部長	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法に関する事 	さが政策推進チーム 危機管理防災課 災害救助法の救助の種類に応じた関係課（法務私学課、社会福祉課、医務課、生活衛生課、産業政策課、建築住宅課、学校教育課 ほか）		災害救助法 ◇政策部副部長	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法に関する事 	さが政策推進チーム 危機管理防災課 災害救助法の救助の種類に応じた関係課（法務私学課、社会福祉課、医務課、生活衛生課、産業政策課、建築住宅課、学校教育課 ほか）	
		本部長秘書 ◇秘書課長	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部長の秘書に関する事 視察者等の応接に関する事（本部長の対応に係る分） 	秘書課		本部長秘書 ◇秘書課長	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部長の秘書に関する事 視察者等の応接に関する事（本部長の対応に係る分） 	秘書課	
	組織支援対策部	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策	<ul style="list-style-type: none"> 総務部関係の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事 	法務私学課	組織支援対策部	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策	<ul style="list-style-type: none"> 総務部関係の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事 	法務私学課	

頁	現行			修正案			備考		
108	●総務部長 ◇法務私学課長	の連絡調整			●総務部長 ◇法務私学課長	の連絡調整			
		対応要員確保、外部支援職員の支援 ◇人事課長	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策要員の動員、調整に関する事 災害対策要員の健康管理に関する事 災害対策要員の軽食等の準備に関する事 国、他都道府県等からの支援職員の全体把握に関する事 国、他県等からの応援職員の身分取扱い及び宿舍確保に関する全体調整 	人事課		対応要員確保、外部支援職員の支援 ◇人事課長	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策要員の動員、調整に関する事 災害対策要員の健康管理に関する事 災害対策要員の軽食等の準備に関する事 国、他都道府県等からの支援職員の全体把握に関する事 国、他県等からの応援職員の身分取扱い及び宿舍確保に関する全体調整 	人事課	
		庁内応援要員の確保・調整 ◇人事課長	<ul style="list-style-type: none"> 応援チーム（各種委員会事務局のほか各部内及び現地機関で特に役割の割り当てのない所属の職員を登録）を災害規模や業務状況に応じて各対策部に要員を割り当て 	人事課 （応援チームの構成は、人権・同和対策課、国民健康保険課、ものづくり産業課、入札・検査センター、統計分析課、会計課、各種委員会事務局ほか災害対応業務を持たない本庁内の課・室及び災害対応可能な職員）		庁内応援要員の確保・調整 ◇人事課長	<ul style="list-style-type: none"> 応援チーム（各種委員会事務局のほか各部内及び現地機関で特に役割の割り当てのない所属の職員を登録）を災害規模や業務状況に応じて各対策部に要員を割り当て 	人事課 （応援チームの構成は、人権・同和対策課、国民健康保険課、ものづくり産業課、入札・検査センター、統計分析課、会計課、各種委員会事務局ほか災害対応業務を持たない本庁内の課・室及び災害対応可能な職員）	
		災害対策本部の予算 ◇財政課長	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策費の予備費充用及び予算措置に関する事 	財政課		災害対策本部の予算 ◇財政課長	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策費の予備費充用及び予算措置に関する事 	財政課	
		県有資産の管理・活用 ◇資産活用課長	<ul style="list-style-type: none"> 県庁舎、総合庁舎、宿舍の被害調査及び災害対策に関する事 本部業務に必要な場所の確保に関する事 現地機関の機能移転に係る支援に関する事 自衛隊等の応援機関の受け入れにあたって、県有資産における候補箇所の調査に関する事 	資産活用課 総合庁舎以外の単独庁舎の所管部署		県有資産の管理・活用 ◇資産活用課長	<ul style="list-style-type: none"> 県庁舎、総合庁舎、宿舍の被害調査及び災害対策に関する事 本部業務に必要な場所の確保に関する事 現地機関の機能移転に係る支援に関する事 自衛隊等の応援機関の受け入れにあたって、県有資産における候補箇所の調査に関する事 	資産活用課 総合庁舎以外の単独庁舎の所管部署	
		災害対策本部の運営支援 ◇総務事務センター長	<ul style="list-style-type: none"> 災害対応業務（車両、非常用電源）の燃料の確保に関する事 災害対策用自動車の調達及び配車に関する事 災害対策関係物品の調達及び出納に関する事 災害対策本部業務に必要な備品、消耗品に関する事 	総務事務センター		災害対策本部の運営支援 ◇総務事務センター長	<ul style="list-style-type: none"> 災害対応業務（車両、非常用電源）の燃料の確保に関する事 災害対策用自動車の調達及び配車に関する事 災害対策関係物品の調達及び出納に関する事 災害対策本部業務に必要な備品、消耗品に関する事 	総務事務センター	
		税務関係 ◇税政課長	<ul style="list-style-type: none"> 災害による県税の減免等に関する事 被災市町の税政の調査及び助言に関する事 	税政課		税務関係 ◇税政課長	<ul style="list-style-type: none"> 災害による県税の減免等に関する事 被災市町の税政の調査及び助言に関する事 	税政課	
市町の行財政支援 ◇市町支援課長	<ul style="list-style-type: none"> 被災市町の行財政の調査及び助言に関する事 被災市町の応急対策資金のあっせんに関する事 市町支援のために必要な情報収集業務に関する事 市町への応援職員の派遣の窓口・調整業務に関する事 	市町支援課	市町の行財政支援 ◇市町支援課長	<ul style="list-style-type: none"> 被災市町の行財政の調査及び助言に関する事 被災市町の応急対策資金のあっせんに関する事 市町支援のために必要な情報収集業務に関する事 市町への応援職員の派遣の窓口・調整業務に関する事 	市町支援課				

頁	現行				修正案				備考
109	地域交流 対策部 ●地域交流 部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇さが創生推進課長	<ul style="list-style-type: none"> ・対策部内（文化・観光・スポーツ対策部を含む。）の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること 	さが創生推進課	地域交流 対策部 ●地域交流 部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇さが創生推進課長	<ul style="list-style-type: none"> ・対策部内（文化・観光・スポーツ対策部を含む。）の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること 	さが創生推進課	
		交通・輸送に係る全体調整等 ◇交通政策課長	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送、交通手段の確保等対策の全体調整に関すること 	交通政策課 ※避難行動要支援者の避難について、特殊な福祉関係車両の調整・確保は健康福祉対策部が、自衛隊車両の調整・確保は総括対策部が実施		交通・輸送に係る全体調整等 ◇交通政策課長	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送、交通手段の確保等対策の全体調整に関すること 	交通政策課 ※避難行動要支援者の避難について、特殊な福祉関係車両の調整・確保は健康福祉対策部が、自衛隊車両の調整・確保は総括対策部が実施	
	運輸関係及び緊急ヘリポート対策 ◇地域交流部副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・空港関係施設の被害調査及び災害対策に関すること ・新幹線施設の被害調査及び災害対策に関すること ・危険個所への立ち入り禁止区域の設定及び安全管理に関すること ・定期バス及び離島航路に関すること ・臨時ヘリポートの確保に関すること ・緊急輸送における空港の使用に関すること ・緊急輸送（鉄道）に関すること 	空港課 交通政策課 港湾課	運輸関係及び緊急ヘリポート対策 ◇地域交流部副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・空港関係施設の被害調査及び災害対策に関すること ・新幹線施設の被害調査及び災害対策に関すること ・危険個所への立ち入り禁止区域の設定及び安全管理に関すること ・定期バス及び離島航路に関すること ・臨時ヘリポートの確保に関すること ・緊急輸送における空港の使用に関すること ・緊急輸送（鉄道）に関すること 	空港課 交通政策課 港湾課			
	港湾・漁港対策 ◇港湾課長	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾（漁港含む。）施設関係の被害調査及び災害対策に関すること ・港湾海岸、漁港海岸等の被害調査及び災害対策に関すること ・緊急輸送における港湾の使用に関すること ・危険個所への立ち入り禁止区域の設定及び安全管理に関すること 	港湾課 水産課		港湾・漁港対策 ◇港湾課長	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾（漁港含む。）施設関係の被害調査及び災害対策に関すること ・港湾海岸、漁港海岸等の被害調査及び災害対策に関すること ・緊急輸送における港湾の使用に関すること ・危険個所への立ち入り禁止区域の設定及び安全管理に関すること 	港湾課 水産課		
	船舶対策 ◇水産課長	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送（漁船）に関すること 	水産課	船舶対策 ◇水産課長	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送（漁船）に関すること 	水産課			
	車両対策 ◇産業政策課長	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送（バス、トラック）に関すること 	産業政策課	車両対策 ◇産業政策課長	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送（バス、トラック）に関すること 	産業政策課			
	外国人対策 ◇多文化共生さが推進課長	<ul style="list-style-type: none"> ・県内在住外国人の被害調査及び支援に関すること 	多文化共生さが推進課	外国人対策 ◇多文化共生さが推進課長	<ul style="list-style-type: none"> ・県内在住外国人の被害調査及び支援に関すること 	多文化共生さが推進課			
	文化・観光・スポーツ対策部	社会教育施設（博物館）、文化財対策 ◇文化課長	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設（博物館に限る。）の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること ・社会教育施設（博物館に限る。）の来場者の避難に関すること 	文化課	文化・観光・スポーツ対策部	社会教育施設（博物館）、文化財対策 ◇文化課長	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設（博物館に限る。）の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること ・社会教育施設（博物館に限る。）の来場者の避難に関すること 	文化課	

頁	現行				修正案				備考
110	●文化・観光局長 (正)	観光、一時滞在者対策 ◇観光課長	・文化財等の被害調査及び災害対策に関すること ・観光関係施設の被害調査及び災害対策に関すること ・避難所に係るホテル、旅館等との連携協力に関すること ・帰宅困難者対策に関すること	観光課	●文化・観光局長 (正)	観光、一時滞在者対策 ◇観光課長	・文化財等の被害調査及び災害対策に関すること ・観光関係施設の被害調査及び災害対策に関すること ・避難所に係るホテル、旅館等との連携協力に関すること ・帰宅困難者対策に関すること	観光課	組織改正に伴う修正
	●SAGA2024・SSP推進局長 (副)	スポーツ対策 ◇スポーツ課長	・スポーツ施設の被害調査及び災害対策に関すること ・スポーツ施設の来場者の避難に関すること・体育施設の来場者の避難に関すること	SAGA スポーツピラミッド推進グループ スポーツ課 SAGA サンライズパーク整備推進課	●SSP推進局長 (副)	スポーツ対策 ◇スポーツ課長	・スポーツ施設の被害調査及び災害対策に関すること ・スポーツ施設の来場者の避難に関すること・体育施設の来場者の避難に関すること	SAGA スポーツピラミッド推進チーム	
	●県民環境対策部	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇県民協働課長	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること	県民協働課	●県民環境対策部	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇県民協働課長	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること	県民協働課	
	●県民環境部長	緊急モニタリング本部 ◇環境センター所長	・緊急時モニタリングの実施計画に関すること ・緊急時モニタリングの実施に関すること ・緊急時モニタリング要員等の派遣要請に関すること ・モニタリング結果の関係機関への情報提供及び公表に関すること	環境センター 生活衛生課 農産経営課 園芸農産課 水産課 林業課 農山村課 農地整備課 ほか ※モニタリング要員は県民環境部各課、各保健福祉事務所及び衛生薬業センターから派遣	●県民環境部長	緊急モニタリング本部 ◇環境センター所長	・緊急時モニタリングの実施計画に関すること ・緊急時モニタリングの実施に関すること ・緊急時モニタリング要員等の派遣要請に関すること ・モニタリング結果の関係機関への情報提供及び公表に関すること	環境センター 生活衛生課 農産経営課 園芸農産課 水産課 林業課 農山村課 農地整備課 ほか ※モニタリング要員は県民環境部各課、各保健福祉事務所及び衛生薬業センターから派遣	
	放射性物質等による汚染対策 ◇県民環境部副部長	・放射性物質による汚染の除去及び除染に関する総括に関すること ・放射性物質の付着した廃棄物の処分に関すること ・稲わら・飼料の流通に関すること ・森林の放射性物質による汚染対策に関すること ・林産物や特用林産物の放射性物質による汚染対策に関すること ・汚染された上下水道汚泥の対策に関すること ・農地の放射性物質による汚染対策に関すること ・住宅(地)の放射性物質による汚染対策に関すること ・その他の放射性物質による汚染対策に関すること	循環型社会推進課 生活衛生課 畜産課 林業課 下水道課 農山村課 農地整備課 森林整備課 ほか		放射性物質等による汚染対策 ◇県民環境部副部長	・放射性物質による汚染の除去及び除染に関する総括に関すること ・放射性物質の付着した廃棄物の処分に関すること ・稲わら・飼料の流通に関すること ・森林の放射性物質による汚染対策に関すること ・林産物や特用林産物の放射性物質による汚染対策に関すること ・汚染された上下水道汚泥の対策に関すること ・農地の放射性物質による汚染対策に関すること ・住宅(地)の放射性物質による汚染対策に関すること ・その他の放射性物質による汚染対策に関すること	循環型社会推進課 生活衛生課 畜産課 林業課 下水道課 農山村課 農地整備課 森林整備課 ほか		
	ボランティア ◇県民協働課	・ボランティア活動の総合調整に関すること ・災害ボランティア及び災害ボランティアセンター	県民協働課		ボランティア ◇県民協働課	・ボランティア活動の総合調整に関すること ・災害ボランティア及び災害ボランティアセンター	県民協働課		

頁	現行			修正案			備考		
111		長 物価の監視 ◇くらしの安全安心課長	の運営支援に関すること ・物価の監視及び生活物資の安定供給に関すること	くらしの安全安心課		長 物価の監視 ◇くらしの安全安心課長	の運営支援に関すること ・物価の監視及び生活物資の安定供給に関すること	くらしの安全安心課	
		自然公園対策 ◇有明海再生・自然環境課長	・自然公園関係施設の被害調査及び災害対策に関すること	有明海再生・自然環境課		自然公園対策 ◇有明海再生・自然環境課長	・自然公園関係施設の被害調査及び災害対策に関すること	有明海再生・自然環境課	
		公害防止対策 ◇有明海再生・環境課長	・公害防止施設の被害調査及び災害対策に関すること	有明海再生・環境課		公害防止対策 ◇有明海再生・環境課長	・公害防止施設の被害調査及び災害対策に関すること	有明海再生・環境課	
		廃棄物処理対策 ◇循環型社会推進課長	・廃棄物処理施設の被害調査及び廃棄物処理対策への支援に関すること ・廃棄物の収集場所及び処分方法の指定に関すること ・ごみ処理に係る市町広域対応の調整及び国、関係団体への応援要請に関すること	循環型社会推進課ほか		廃棄物処理対策 ◇循環型社会推進課長	・廃棄物処理施設の被害調査及び廃棄物処理対策への支援に関すること ・廃棄物の収集場所及び処分方法の指定に関すること ・ごみ処理に係る市町広域対応の調整及び国、関係団体への応援要請に関すること	循環型社会推進課ほか	
		生涯学習・社会教育施設対策 ◇まなび課長	・生涯学習・社会教育施設（博物館を除く。）の被害調査及び災害対策に関すること ・生涯学習・社会教育施設（博物館を除く。）の来場者の避難に関すること ・災害活動に応援する婦人会、青年団等との連絡調整に関すること ・公民館に避難所を開設することについての協力に関すること	まなび課		生涯学習・社会教育施設対策 ◇まなび課長	・生涯学習・社会教育施設（博物館を除く。）の被害調査及び災害対策に関すること ・生涯学習・社会教育施設（博物館を除く。）の来場者の避難に関すること ・災害活動に応援する婦人会、青年団等との連絡調整に関すること ・公民館に避難所を開設することについての協力に関すること	まなび課	
		健康福祉対策部 ●健康福祉部長（正） ●男女参画・子ども局長（副）	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇健康福祉政策課長 保健医療福祉活動の総合調整 ◇医療統括監	・対策部内（男女参画・子ども対策部を含む。）の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること ・保健医療福祉調整本部の設置他、保健医療福祉活動の総合調整に関すること ・災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等他都道府県への支援チームの派遣要請、外部からの保健医療福祉に関する支援者（医療等ボランティアを含む）に関すること ・被ばく医療に関すること ・入院患者の避難に関すること ・住民等の避難退域時検査・簡易除染等に関すること ・住民の健康管理に関すること ・被ばくに係る長期の健康調査・管理に関すること ・安定ヨウ素剤の服用に関すること	健康福祉政策課 健康福祉政策課 医務課 国民健康保険課 薬務課 生活衛生課 社会福祉課 長寿社会課 障害福祉課 子ども家庭課		健康福祉対策部 ●健康福祉部長（正） ●男女参画・子ども局長（副）	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇健康福祉政策課長 保健医療福祉活動の総合調整 ◇医療統括監	・対策部内（男女参画・子ども対策部を含む。）の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること ・保健医療福祉調整本部の設置他、保健医療福祉活動の総合調整に関すること ・災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等他都道府県への支援チームの派遣要請、外部からの保健医療福祉に関する支援者（医療等ボランティアを含む）に関すること ・被ばく医療に関すること ・入院患者の避難に関すること ・住民等の避難退域時検査・簡易除染等に関すること ・住民の健康管理に関すること ・被ばくに係る長期の健康調査・管理に関すること ・安定ヨウ素剤の服用に関すること

頁	現行			修正案			備考
112	要配慮者対策 ◇健康福祉部 副部長	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設（保育所等の第二種社会福祉事業を実施する施設を含む。）、幼稚園、認定こども園、医療機関の被害調査及び災害対策に関すること 避難行動要支援者の避難に係る各種調整に関すること 被災ひとり親世帯（母子世帯、父子世帯）の援護に関すること 被災したこどもに対する福祉サービスに関すること 被災高齢者に対する福祉サービスに関すること 被災障害者に対する福祉サービスに関すること 手話通訳の派遣、点字資料の作成に関すること その他の要配慮者対策に関すること 	法務私学課 健康福祉政策課 医務課 社会福祉課 長寿社会課 障害福祉課 こども未来課 こども家庭課 学校教育課	要配慮者対策 ◇健康福祉部 副部長	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設（保育所等の第二種社会福祉事業を実施する施設を含む。）、幼稚園、認定こども園、医療機関の被害調査及び災害対策に関すること 避難行動要支援者の避難に係る各種調整に関すること 被災ひとり親世帯（母子世帯、父子世帯）の援護に関すること 被災したこどもに対する福祉サービスに関すること 被災高齢者に対する福祉サービスに関すること 被災障害者に対する福祉サービスに関すること 手話通訳の派遣、点字資料の作成に関すること その他の要配慮者対策に関すること 	法務私学課 健康福祉政策課 医務課 社会福祉課 長寿社会課 障害福祉課 こども未来課 こども家庭課 学校教育課	
	避難所対策 ◇社会福祉課 長	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の設置、運営に関すること 災害派遣福祉チーム（DCAT）の編成及び避難所への派遣等に関すること 	社会福祉課 ほか	避難所対策 ◇社会福祉課 長	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の設置、運営に関すること 災害派遣福祉チーム（DCAT）の編成及び避難所への派遣等に関すること 	社会福祉課 ほか	
	医療対策 ◇医務課長	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療活動チームの編成及び派遣並びに被災者の救護に関すること 患者搬送に係る広域搬送体制の確保に関すること 被災者の救護（助産を含む。）に関すること 国への医療従事者（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む。）の派遣要請に関すること 団体（医師会、国立病院機構（NHO）等）への医療従事者の派遣要請に関すること 医療機関への医療活動情報の提供に関すること ドクターヘリの運航に関すること 医薬品等の供給に関すること 	医務課 薬務課	医療対策 ◇医務課長	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療活動チームの編成及び派遣並びに被災者の救護に関すること 患者搬送に係る広域搬送体制の確保に関すること 被災者の救護（助産を含む。）に関すること 国への医療従事者（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む。）の派遣要請に関すること 団体（医師会、国立病院機構（NHO）等）への医療従事者の派遣要請に関すること 医療機関への医療活動情報の提供に関すること ドクターヘリの運航に関すること 医薬品等の供給に関すること 	医務課 薬務課	
	精神医療対策 ◇障害福祉課 長	<ul style="list-style-type: none"> 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成及び派遣並びに被災者等のメンタルヘルスケアに関すること 他都道府県、国への災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請に関すること 	障害福祉課	精神医療対策 ◇障害福祉課 長	<ul style="list-style-type: none"> 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成及び派遣並びに被災者等のメンタルヘルスケアに関すること 他都道府県、国への災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請に関すること 	障害福祉課	
	健康対策 ◇健康福祉政策課長	<ul style="list-style-type: none"> 住民の健康管理に関すること 各種栄養相談及び指導の実施に関すること 	健康福祉政策課	健康対策 ◇健康福祉政策課長	<ul style="list-style-type: none"> 住民の健康管理に関すること 各種栄養相談及び指導の実施に関すること 	健康福祉政策課	
	薬務、医療資 機材対策 ◇薬務課長	<ul style="list-style-type: none"> 応急救護用医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の確保及び供給に関すること 医療資機材の需給状況の把握及び供給の調整に関すること 	薬務課	薬務、医療資 機材対策 ◇薬務課長	<ul style="list-style-type: none"> 応急救護用医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の確保及び供給に関すること 医療資機材の需給状況の把握及び供給の調整に関すること 	薬務課	
	衛生対策 ◇健康福祉部 副部長	<ul style="list-style-type: none"> 水道、生活衛生施設の被害調査及び災害対策に関すること 水質検査の実施に係る関係団体との調整に関すること 	循環型社会推進課 有明海再生・環境課 生活衛生課 医務課	衛生対策 ◇健康福祉部 副部長	<ul style="list-style-type: none"> 水道、生活衛生施設の被害調査及び災害対策に関すること 水質検査の実施に係る関係団体との調整に関すること 	循環型社会推進課 有明海再生・環境課 生活衛生課 医務課	

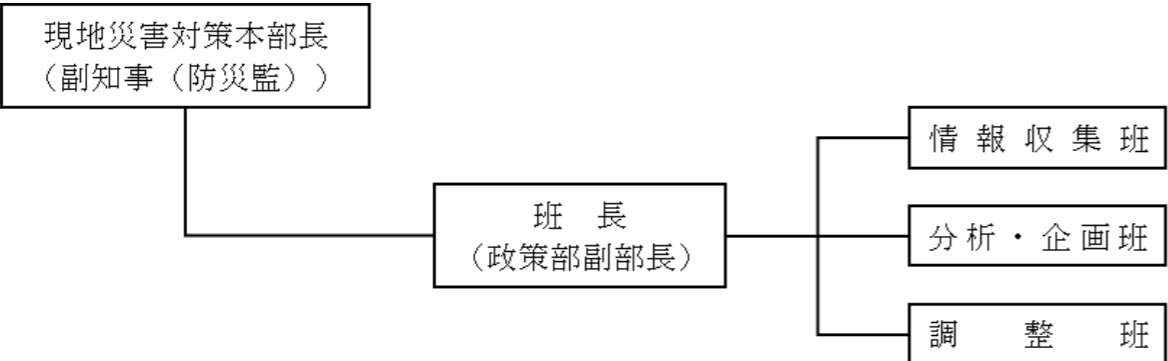
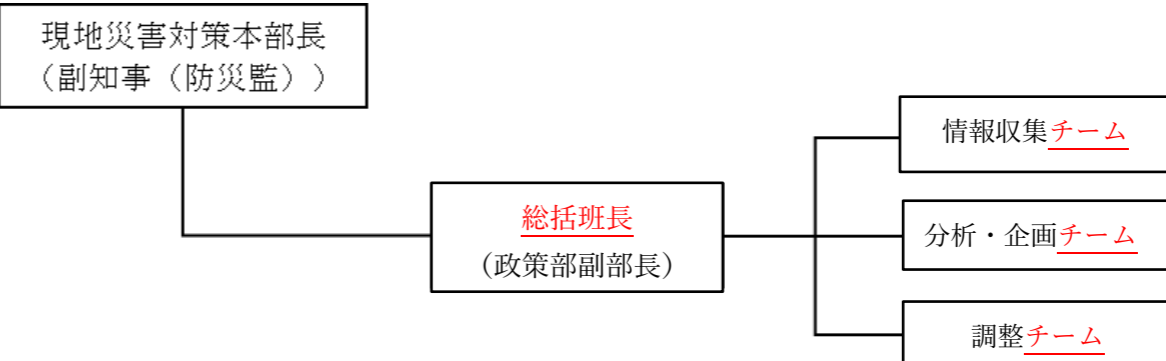
頁	現行				修正案				備考
113			<ul style="list-style-type: none"> ・水源の取水停止の指示に関する事 ・飲料水の摂取制限の指示に関する事 ・出荷制限農林水産物に関する店頭調査に関する事 ・食品衛生に関する事 ・仮設トイレの設置に係る関係団体との調整に関する事 ・し尿処理に係る市町広域対応の調整及び国、関係団体への応援要請に関する事 ・避難に伴う家庭動物対策に関する事 ・遺体の一時安置場所、棺、ドライアイス等の確保に関する事 ・死体の処理（死体の洗浄・縫合・消毒等、一次保存、検案）に関する事 ・遺体安置所への搬送、埋葬に関する事（広域処理に係る調整を含む。） 	流通・貿易課 生産者支援課 農業経営課 園芸農産課 畜産課 水産課 林業課			<ul style="list-style-type: none"> ・水源の取水停止の指示に関する事 ・飲料水の摂取制限の指示に関する事 ・出荷制限農林水産物に関する店頭調査に関する事 ・食品衛生に関する事 ・仮設トイレの設置に係る関係団体との調整に関する事 ・し尿処理に係る市町広域対応の調整及び国、関係団体への応援要請に関する事 ・避難に伴う家庭動物対策に関する事 ・遺体の一時安置場所、棺、ドライアイス等の確保に関する事 ・死体の処理（死体の洗浄・縫合・消毒等、一次保存、検案）に関する事 ・遺体安置所への搬送、埋葬に関する事（広域処理に係る調整を含む。） 	流通・貿易課 生産者支援課 農業経営課 園芸農産課 畜産課 水産課 林業課	
		こども、妊産婦等対策 ◇男女参画・こども局副局長	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども、妊産婦、乳児に対する放射線影響低減策に関する事 	こども未来課 こども家庭課		こども、妊産婦等対策 ◇男女参画・こども局副局長	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども、妊産婦、乳児に対する放射線影響低減策に関する事 	こども未来課 こども家庭課	
		男女共同参画 ◇男女参画・女性の活躍推進課長	<ul style="list-style-type: none"> ・男女双方の視点を踏まえた対策の総合調整に関する事 	男女参画・女性の活躍推進課		男女共同参画 ◇男女参画・女性の活躍推進課長	<ul style="list-style-type: none"> ・男女双方の視点を踏まえた対策の総合調整に関する事 	男女参画・女性の活躍推進課	
	産業労働対策部 ●産業労働部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇産業政策課長	<ul style="list-style-type: none"> ・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事 	産業政策課	産業労働対策部 ●産業労働部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇産業政策課長	<ul style="list-style-type: none"> ・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事 	産業政策課	
		支援物資対策 ◇産業労働部副部長	(物流関係) <ul style="list-style-type: none"> ・物資全般の状況把握、調整に関する事 ・物資の受入・配送システムに係る事業者との調整に関する事 ・物資全般の配送に係る市町の支援に関する事 ・物資の集積場所、輸送中継基地の確保に関する事 (物資関係) <ul style="list-style-type: none"> ・生活必需品等の供給に関する事 ・食料及び飲料水（ボトル飲料）の確保に関する事 ・飲料水（ボトル飲料以外）及び生活用水の確保に関する事 	報道課 社会福祉課 生活衛生課 産業政策課 流通・貿易課 農政企画課 ほか		支援物資対策 ◇産業労働部副部長	(物流関係) <ul style="list-style-type: none"> ・物資全般の状況把握、調整に関する事 ・物資の受入・配送システムに係る事業者との調整に関する事 ・物資全般の配送に係る市町の支援に関する事 ・物資の集積場所、輸送中継基地の確保に関する事 (物資関係) <ul style="list-style-type: none"> ・生活必需品等の供給に関する事 ・食料及び飲料水（ボトル飲料）の確保に関する事 ・飲料水（ボトル飲料以外）及び生活用水の確保に関する事 	報道課 社会福祉課 生活衛生課 産業政策課 流通・貿易課 農政企画課 ほか	

頁	現行				修正案				備考
114			<ul style="list-style-type: none"> ・市町からの応援要請の受付、把握に関する事 ・県備蓄物資の供給に関する事 ・協定締結団体等への要請に関する事 ・国、他都道府県、団体との調整に関する事 ・受入品の決定に関する事 ・ニーズの報道提供に関する事 ・自衛隊、日本赤十字社等へ炊出しの要請に関する事 				<ul style="list-style-type: none"> ・市町からの応援要請の受付、把握に関する事 ・県備蓄物資の供給に関する事 ・協定締結団体等への要請に関する事 ・国、他都道府県、団体との調整に関する事 ・受入品の決定に関する事 ・ニーズの報道提供に関する事 ・自衛隊、日本赤十字社等へ炊出しの要請に関する事 		
		工業施設対策 ◇企業立地課長	・工業団地の被害調査及び災害対策に関する事	企業立地課		工業施設対策 ◇企業立地課長	・工業団地の被害調査及び災害対策に関する事	企業立地課	
		雇用・労働者対策 ◇産業人材課長	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者の確保・被災者の職業あっせんに関し、佐賀労働局との連絡調整に関する事 ・その他労働対策に関する事 	産業人材課		雇用・労働者対策 ◇産業人材課長	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者の確保・被災者の職業あっせんに関し、佐賀労働局との連絡調整に関する事 ・その他労働対策に関する事 	産業人材課	
		流通対策 ◇流通・貿易課長	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売市場の被害調査及び災害対策に関する事 ・貿易、流通業者の被害調査及び災害対策に関する事 	流通・貿易課 産業政策課		流通対策 ◇流通・貿易課長	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売市場の被害調査及び災害対策に関する事 ・貿易、流通業者の被害調査及び災害対策に関する事 	流通・貿易課 産業政策課	
		商工業対策 ◇産業政策課長・企業立地課長	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業者の被害に係る情報収集に関する事 ・商工業者の災害融資あっせんに関する事 	産業政策課 企業立地課		商工業対策 ◇産業政策課長・企業立地課長	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業者の被害に係る情報収集に関する事 ・商工業者の災害融資あっせんに関する事 	産業政策課 企業立地課	
	農林水産対策部 ●農林水産部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇農政企画課長	<ul style="list-style-type: none"> ・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事 ・農林水産関係団体との連絡調整に関する事 ・緊急モニタリングへの協力に関する事 	農政企画課	農林水産対策部 ●農林水産部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇農政企画課長	<ul style="list-style-type: none"> ・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事 ・農林水産関係団体との連絡調整に関する事 ・緊急モニタリングへの協力に関する事 	農政企画課	
		風評被害対策 ◇農林水産部副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業製品、観光業に係る風評被害に関する事 ・農林水産物に係る風評被害に関する事 ・残留放射線量等に係る証明書の発行に関する事 	流通・貿易課 産業政策課 観光課 農業経営課 園芸農産課 畜産課 水産課 林業課 ほか		風評被害対策 ◇農林水産部副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業製品、観光業に係る風評被害に関する事 ・農林水産物に係る風評被害に関する事 ・残留放射線量等に係る証明書の発行に関する事 	流通・貿易課 産業政策課 観光課 農業経営課 園芸農産課 畜産課 水産課 林業課 ほか	
		作付・出荷制限等対策 ◇農林水産部副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・作付制限に関する事 ・農林水産物等（肥料、飼料を含む。）の出荷制限等に関する事 ・出荷制限農林水産物に関する県民への注意喚起に関する事 	農業経営課 園芸農産課 畜産課 水産課 林業課 ほか		作付・出荷制限等対策 ◇農林水産部副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・作付制限に関する事 ・農林水産物等（肥料、飼料を含む。）の出荷制限等に関する事 ・出荷制限農林水産物に関する県民への注意喚起に関する事 	農業経営課 園芸農産課 畜産課 水産課 林業課 ほか	
		農業者対策 ◇生産者支援課長	<ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合等の共同利用施設の災害対策に関する事 ・被災農林漁業者に対する農林漁業金融、共済及び 	生産者支援課		農業者対策 ◇生産者支援課長	<ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合等の共同利用施設の災害対策に関する事 ・被災農林漁業者に対する農林漁業金融、共済及び 	生産者支援課	

頁	現行				修正案				備考	
115			漁船保険に関する事 ・直売所への出荷停止などの情報連絡に関する事				漁船保険に関する事 ・直売所への出荷停止などの情報連絡に関する事			
		水田等対策 ◇園芸農産課長	・水稲、麦、大豆の被害の被害調査及び災害対策に関する事	園芸農産課		水田等対策 ◇園芸農産課長	・水稲、麦、大豆の被害の被害調査及び災害対策に関する事	園芸農産課		
		園芸対策 ◇園芸農産課長	・園芸作物の被害調査及び災害対策に関する事	園芸農産課		園芸対策 ◇園芸農産課長	・園芸作物の被害調査及び災害対策に関する事	園芸農産課		
		畜産対策 ◇畜産課長	・家畜及び畜産施設の被害調査及び災害対策に関する事 ・家畜の避難・処分等に関する事 ・家畜伝染病の予防及び防疫に関する事	畜産課		畜産対策 ◇畜産課長	・家畜及び畜産施設の被害調査及び災害対策に関する事 ・家畜の避難・処分等に関する事 ・家畜伝染病の予防及び防疫に関する事	畜産課		
		水産業対策 ◇水産課長	・水産物等の被害調査及び災害対策に関する事	水産課		水産業対策 ◇水産課長	・水産物等の被害調査及び災害対策に関する事	水産課		
		林業対策 ◇林業課長	・林業関係の被害調査及び災害対策に関する事 ・災害対策用木材、薪炭の確保に関する事	林業課		林業対策 ◇林業課長	・林業関係の被害調査及び災害対策に関する事 ・災害対策用木材、薪炭の確保に関する事	林業課		
		農地、農業用施設対策 ◇農林水産部副部長	・農地・農業用施設の被害調査及び災害対策に関する事	農地整備課 農山村課		農地、農業用施設対策 ◇農林水産部副部長	・農地・農業用施設の被害調査及び災害対策に関する事	農地整備課 農山村課		
		治山、林業用施設対策 ◇森林整備課長	・治山、林業用施設の被害調査及び災害対策に関する事	森林整備課		治山、林業用施設対策 ◇森林整備課長	・治山、林業用施設の被害調査及び災害対策に関する事	森林整備課		
		県土整備対策部 ●県土整備部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇県土企画課長	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事 ・危険箇所への立ち入り禁止区域のとりまとめに関する事	県土企画課	県土整備対策部 ●県土整備部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇県土企画課長	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事 ・危険箇所への立ち入り禁止区域のとりまとめに関する事	県土企画課	
			建設業、建築資機材等対策 ◇建設・技術課長	・建設業者の確保に関する事 ・災害対策の技術指導に関する事 ・災害対策用機材、復旧用資材の調達に関する事	建設・技術課		建設業、建築資機材等対策 ◇建設・技術課長	・建設業者の確保に関する事 ・災害対策の技術指導に関する事 ・災害対策用機材、復旧用資材の調達に関する事	建設・技術課	
			都市計画対策 ◇まちづくり課長	・都市施設の被害調査及び災害対策に関する事 ・危険箇所への立ち入り禁止区域の設定及び安全管理に関する事 ・被災宅地の危険度判定に関する事 ・復興都市計画に関する事	まちづくり課		都市計画対策 ◇まちづくり課長	・都市施設の被害調査及び災害対策に関する事 ・危険箇所への立ち入り禁止区域の設定及び安全管理に関する事 ・被災宅地の危険度判定に関する事 ・復興都市計画に関する事	まちづくり課	
			下水道対策 ◇下水道課長	・下水道等施設（公共下水道、都市下水路、農業集落排水、漁業集落排水、浄化槽）の被害調査及び災害対策に関する事	下水道課		下水道対策 ◇下水道課長	・下水道等施設（公共下水道、都市下水路、農業集落排水、漁業集落排水、浄化槽）の被害調査及び災害対策に関する事	下水道課	
			住宅対策	・公営住宅の被害調査及び災害対策に関する事	産業人材課		住宅対策	・公営住宅の被害調査及び災害対策に関する事	産業人材課	

頁	現行			修正案			備考
116	◇県土整備部 副部長	<ul style="list-style-type: none"> 危険箇所への立ち入り禁止区域の設定及び安全管理に関すること 被災住宅の応急修理等に関すること 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている物の除去に関すること 応急仮設住宅の設置に関すること 住家被害調査に係る支援に関すること 被災者に対する住宅資金の融資に関すること 応急仮設住宅の土地の確保に関すること 応急仮設住宅の確保に係る民間事業者との調整に関すること 被災者への公営住宅の提供及び県内調整に関すること 被災者への職員宿舎の提供及びそれに係る財産管理者間の調整に関すること 職員宿舎の被災者への提供に関すること及び職員宿舎の提供に係る財産管理者間の調整に関すること 被災者への国の宿舎、雇用促進住宅等の提供の調整に関すること 他都道府県との住家提供の調整に関すること 	土地利活用課 建築住宅課 資産活用課 教育総務課 ほか	◇県土整備部 副部長	<ul style="list-style-type: none"> 危険箇所への立ち入り禁止区域の設定及び安全管理に関すること 被災住宅の応急修理等に関すること 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている物の除去に関すること 応急仮設住宅の設置に関すること 住家被害調査に係る支援に関すること 被災者に対する住宅資金の融資に関すること 応急仮設住宅の土地の確保に関すること 応急仮設住宅の確保に係る民間事業者との調整に関すること 被災者への公営住宅の提供及び県内調整に関すること 被災者への職員宿舎の提供及びそれに係る財産管理者間の調整に関すること 職員宿舎の被災者への提供に関すること及び職員宿舎の提供に係る財産管理者間の調整に関すること 被災者への国の宿舎、雇用促進住宅等の提供の調整に関すること 他都道府県との住家提供の調整に関すること 	土地利活用課 建築住宅課 資産活用課 教育総務課 ほか	
	河川砂防対策 ◇河川砂防課 長	<ul style="list-style-type: none"> 河川、海岸（港湾海岸、漁港海岸を除く。）、ダム、砂防施設等の被害調査及び災害対策に関すること ぼた山の被害調査及び災害対策に関すること 採石場の被害調査及び災害対策に関すること 危険箇所への立ち入り禁止区域の設定及び安全管理に関すること 水防活動の総括に関すること 災害対策用機材、復旧用資材の調達に関すること ボランティア(砂防ボランティア)に関すること 	河川砂防課	河川砂防対策 ◇河川砂防課 長	<ul style="list-style-type: none"> 河川、海岸（港湾海岸、漁港海岸を除く。）、ダム、砂防施設等の被害調査及び災害対策に関すること ぼた山の被害調査及び災害対策に関すること 採石場の被害調査及び災害対策に関すること 危険箇所への立ち入り禁止区域の設定及び安全管理に関すること 水防活動の総括に関すること 災害対策用機材、復旧用資材の調達に関すること ボランティア(砂防ボランティア)に関すること 	河川砂防課	
	道路対策 ◇道路課長	<ul style="list-style-type: none"> 道路、橋梁の被害調査及び災害対策に関すること 危険箇所への立ち入り禁止区域の設定及び安全管理に関すること 災害対策用機材、復旧用資材の調達に関すること 緊急輸送道路の確保、緊急輸送ルート・迂回路の選定及び選定指示に関すること パトロールカー、道路掲示板等による通行者への道路情報の提供に関すること 	道路課	道路対策 ◇道路課長	<ul style="list-style-type: none"> 道路、橋梁の被害調査及び災害対策に関すること 危険箇所への立ち入り禁止区域の設定及び安全管理に関すること 災害対策用機材、復旧用資材の調達に関すること 緊急輸送道路の確保、緊急輸送ルート・迂回路の選定及び選定指示に関すること パトロールカー、道路掲示板等による通行者への道路情報の提供に関すること 	道路課	
	文教対策部 ●教育長	文教対策全般の総括 ◇教育危機管理・広報総	法務私学課 教育総務課 (避難所協力)	文教対策部 ●教育長	文教対策全般の総括 ◇教育危機管理・広報総	法務私学課 教育総務課 (避難所協力)	

頁	現行				修正案				備考
117		括監	<ul style="list-style-type: none"> に関すること ・学校に避難所を開設することの協力・調整に関すること 	教職員課 教育振興課 学校教育課		括監	<ul style="list-style-type: none"> に関すること ・学校に避難所を開設することの協力・調整に関すること 	教職員課 教育振興課 学校教育課	
		生徒等の安全確保 ◇学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校における臨時休校等の措置状況の把握に関すること ・生徒等の避難その他の対策に関すること 	学校教育課		生徒等の安全確保 ◇学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校における臨時休校等の措置状況の把握に関すること ・生徒等の避難その他の対策に関すること 	学校教育課	
		学校施設復旧対策 ◇教育総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校施設の被害調査に関すること ・県立学校施設の応急復旧及び応急教育の実施場所の確保に関すること 	教育総務課		学校施設復旧対策 ◇教育総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校施設の被害調査に関すること ・県立学校施設の応急復旧及び応急教育の実施場所の確保に関すること 	教育総務課	
		応急教育の実施 ◇学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> ・教育活動再開に向けた応急教育の実施（期間、授業方法等）に関すること ・教職員の確保・調整に関すること ・被災生徒等の把握及び心のケアに関すること ・生徒指導・就学指導に関すること ・生徒等の登下校時及び在校時の安全確保に関すること ・学校施設内の保健衛生の確保に関すること ・学校給食に関すること ・被災生徒等に対する学用品の調達・給与に関すること ・授業料等の減免、育英資金の貸付に関すること 	教育総務課 教職員課 学校教育課 保健体育課		応急教育の実施 ◇学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> ・教育活動再開に向けた応急教育の実施（期間、授業方法等）に関すること ・教職員の確保・調整に関すること ・被災生徒等の把握及び心のケアに関すること ・生徒指導・就学指導に関すること ・生徒等の登下校時及び在校時の安全確保に関すること ・学校施設内の保健衛生の確保に関すること ・学校給食に関すること ・被災生徒等に対する学用品の調達・給与に関すること ・授業料等の減免、育英資金の貸付に関すること 	教育総務課 教職員課 学校教育課 保健体育課	
		特別支援学校対策 ◇教育振興課長	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校の生徒等の避難その他の対策に関すること ・特別支援学校の応急教育の実施に関すること 	教育振興課		特別支援学校対策 ◇教育振興課長	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校の生徒等の避難その他の対策に関すること ・特別支援学校の応急教育の実施に関すること 	教育振興課	
		私立学校対策 ◇法務私学課長	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校（私立中・高校、専修学校、各種学校）に対する災害情報の伝達及び臨時休校等の措置状況の把握に関すること ・私立学校施設の被害調査及び災害対策に係る指導に関すること ・私立学校の応急教育に係る指導に関すること 	法務私学課		私立学校対策 ◇法務私学課長	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校（私立中・高校、専修学校、各種学校）に対する災害情報の伝達及び臨時休校等の措置状況の把握に関すること ・私立学校施設の被害調査及び災害対策に係る指導に関すること ・私立学校の応急教育に係る指導に関すること 	法務私学課	
		対策部内の支援(その他の課等) ◇教育総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・対策部内の応援に関すること ※教育委員会事務局の各課は、文教対策部内での応援を基本 	教育総務課		対策部内の支援(その他の課等) ◇教育総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・対策部内の応援に関すること ※教育委員会事務局の各課は、文教対策部内での応援を基本 	教育総務課	
		公安対策部 ●県警本部長	公安対策 ◇警備第二課長	<ul style="list-style-type: none"> ・公安対策部の運営及び治安対策に関すること ・災害交通規制に関すること ・緊急通行車両の標章等の交付に関すること ・警察災害派遣隊の活動支援に関すること ・住民等の退避及び避難誘導並びに人命救助に関すること 	警備第二課	公安対策部 ●県警本部長	公安対策 ◇警備第二課長	<ul style="list-style-type: none"> ・公安対策部の運営及び治安対策に関すること ・災害交通規制に関すること ・緊急通行車両の標章等の交付に関すること ・警察災害派遣隊の活動支援に関すること ・住民等の退避及び避難誘導並びに人命救助に関すること 	警備第二課

頁	現行		修正案		備考																				
118		<ul style="list-style-type: none"> 立入禁止区域及びその周辺の警備、交通規制等に関すること 住民等への情報伝達に関すること 		<ul style="list-style-type: none"> 立入禁止区域及びその周辺の警備、交通規制等に関すること 住民等への情報伝達に関すること 	<p>県現地災害対策本部マニュアルの修正に伴う修正</p> <p>県現地災害対策本部マニュアルの修正に伴う修正</p>																				
	<p>(略)</p> <p>【現地災害対策本部の組織】</p>  <p>※自然災害の状況等に応じて、本部長の判断で適宜必要な班を設置することができる。</p> <p>(現地災害対策本部の配備体制、所掌事務)</p> <table border="1" data-bbox="240 940 1433 1829"> <thead> <tr> <th>対策班 班長</th> <th>班長の 担当事務</th> <th>左の主な内容</th> <th>関係 (対応) 課等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">●政策部 副部長</td> <td rowspan="3">災害対策の 総括</td> <td>(情報収集班) ・被害状況の把握及び災害応急対策に係る 情報収集に関すること</td> <td>危機管理防災課 原子力安全対策課 各部主管課</td> </tr> <tr> <td>(分析・企画班) ・現地災害対策本部の設置・運営に関する こと ・原子力災害合同対策協議会に関すること</td> <td>上場営農センター 北部家畜保健衛生所 玄海水産振興センタ ー</td> </tr> <tr> <td>(調整班) ・災害対策本部との連絡調整に関すること ・国の現地災害対策本部との連絡調整に関 すること ・オフサイトセンター機能班との連絡調整 に関すること ・原子力防災専門官、原子力発電所防災管 理者との連絡調整に関すること ・他班の所掌に属さない事業者・施設等と の連絡調整に関すること</td> <td>唐津農林事務所 伊万里農林事務所 唐津土木事務所 伊万里土木事務所 唐津県税事務所 教育総務課 西部教育事務所 (北部支所) 警備第二課</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	対策班 班長	班長の 担当事務	左の主な内容		関係 (対応) 課等	●政策部 副部長	災害対策の 総括	(情報収集班) ・被害状況の把握及び災害応急対策に係る 情報収集に関すること	危機管理防災課 原子力安全対策課 各部主管課	(分析・企画班) ・現地災害対策本部の設置・運営に関する こと ・原子力災害合同対策協議会に関すること	上場営農センター 北部家畜保健衛生所 玄海水産振興センタ ー	(調整班) ・災害対策本部との連絡調整に関すること ・国の現地災害対策本部との連絡調整に関 すること ・オフサイトセンター機能班との連絡調整 に関すること ・原子力防災専門官、原子力発電所防災管 理者との連絡調整に関すること ・他班の所掌に属さない事業者・施設等と の連絡調整に関すること	唐津農林事務所 伊万里農林事務所 唐津土木事務所 伊万里土木事務所 唐津県税事務所 教育総務課 西部教育事務所 (北部支所) 警備第二課	<p>(略)</p> <p>【現地災害対策本部の組織】</p>  <p>※自然災害の状況等に応じて、本部長の判断で適宜必要な班を設置することができる。</p> <p>(現地災害対策本部の配備体制、所掌事務)</p> <table border="1" data-bbox="1531 940 2727 1829"> <thead> <tr> <th>対策班 班長</th> <th>総括班長の 担当事務</th> <th>左の主な内容</th> <th>関係 (対応) 課等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">●政策部 副部長</td> <td rowspan="3">災害対策の 総 括</td> <td>(情報収集チーム) ・被害状況の把握及び災害応急対策に係る 情報収集に関すること</td> <td>危機管理防災課 原子力安全対策課 各部主管課</td> </tr> <tr> <td>(分析・企画チーム) ・現地災害対策本部の設置・運営に関する こと ・原子力災害合同対策協議会に関すること</td> <td>上場営農センター 北部家畜保健衛生所 玄海水産振興センタ ー</td> </tr> <tr> <td>(調整チーム) ・災害対策本部との連絡調整に関すること ・国の現地災害対策本部との連絡調整に関 すること ・オフサイトセンター機能班との連絡調整 に関すること ・原子力防災専門官、原子力発電所防災管 理者との連絡調整に関すること ・他班の所掌に属さない事業者・施設等と の連絡調整に関すること</td> <td>唐津農林事務所 伊万里農林事務所 唐津土木事務所 伊万里土木事務所 唐津県税事務所 教育総務課 西部教育事務所 (北部支所) 警備第二課</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	対策班 班長	総括班長の 担当事務	左の主な内容	関係 (対応) 課等	●政策部 副部長	災害対策の 総 括	(情報収集チーム) ・被害状況の把握及び災害応急対策に係る 情報収集に関すること	危機管理防災課 原子力安全対策課 各部主管課	(分析・企画チーム) ・現地災害対策本部の設置・運営に関する こと ・原子力災害合同対策協議会に関すること	上場営農センター 北部家畜保健衛生所 玄海水産振興センタ ー
対策班 班長	班長の 担当事務	左の主な内容	関係 (対応) 課等																						
●政策部 副部長	災害対策の 総括	(情報収集班) ・被害状況の把握及び災害応急対策に係る 情報収集に関すること	危機管理防災課 原子力安全対策課 各部主管課																						
		(分析・企画班) ・現地災害対策本部の設置・運営に関する こと ・原子力災害合同対策協議会に関すること	上場営農センター 北部家畜保健衛生所 玄海水産振興センタ ー																						
		(調整班) ・災害対策本部との連絡調整に関すること ・国の現地災害対策本部との連絡調整に関 すること ・オフサイトセンター機能班との連絡調整 に関すること ・原子力防災専門官、原子力発電所防災管 理者との連絡調整に関すること ・他班の所掌に属さない事業者・施設等と の連絡調整に関すること	唐津農林事務所 伊万里農林事務所 唐津土木事務所 伊万里土木事務所 唐津県税事務所 教育総務課 西部教育事務所 (北部支所) 警備第二課																						
対策班 班長	総括班長の 担当事務	左の主な内容	関係 (対応) 課等																						
●政策部 副部長	災害対策の 総 括	(情報収集チーム) ・被害状況の把握及び災害応急対策に係る 情報収集に関すること	危機管理防災課 原子力安全対策課 各部主管課																						
		(分析・企画チーム) ・現地災害対策本部の設置・運営に関する こと ・原子力災害合同対策協議会に関すること	上場営農センター 北部家畜保健衛生所 玄海水産振興センタ ー																						
		(調整チーム) ・災害対策本部との連絡調整に関すること ・国の現地災害対策本部との連絡調整に関 すること ・オフサイトセンター機能班との連絡調整 に関すること ・原子力防災専門官、原子力発電所防災管 理者との連絡調整に関すること ・他班の所掌に属さない事業者・施設等と の連絡調整に関すること	唐津農林事務所 伊万里農林事務所 唐津土木事務所 伊万里土木事務所 唐津県税事務所 教育総務課 西部教育事務所 (北部支所) 警備第二課																						

頁	現行	修正案	備考
119	<p>第3 応急対策活動に係る留意点 (略)</p> <p>2 住民への情報提供、相談体制に係る留意点 県並びに玄海町、関係周辺市及びその他市町は、自然災害による情報伝達手段の機能喪失、広報が伝わりにくくなることまたは広報車の走行に支障をきたすことが想定される時は、住民等の不安解消や混乱の防止のため、問い合わせ窓口を増設するとともに、広報媒体や回数を増加する等により、被災の状況等についてあらゆる媒体を活用して広報に努めるものとする。 (略)</p> <p>3 避難等の防災活動 (略)</p> <p>なお、広域避難が必要となる大規模な原子力災害を含む複合災害時における避難施設については、県が玄海町、関係周辺市、その他市町及びその他の防災関係機関等から収集した避難経路の状況や避難施設の安全又は原子力災害以外の災害に係る指定避難所としての使用状況に基づき、玄海町及び関係周辺市に対し、代替となる避難経路や避難施設について示すものとする。 (略)</p>	<p>第3 応急対策活動に係る留意点 (略)</p> <p>2 住民への情報提供、相談体制に係る留意点 県並びに玄海町、関係周辺市及びその他市町は、自然災害による情報伝達手段の機能喪失、広報が伝わりにくくなることまたは広報車の走行に支障をきたすことが想定される時は、住民等の不安解消や混乱の防止のため、問合せ窓口を増設するとともに、広報媒体や回数を増加する等により、被災の状況等についてあらゆる媒体を活用して広報に努めるものとする。 (略)</p> <p>3 避難等の防災活動 (略)</p> <p>なお、広域避難が必要となる大規模な原子力災害を含む複合災害時における避難施設については、県が玄海町、関係周辺市、その他市町及びその他の防災関係機関等から収集した避難経路の状況や避難施設の安全又は原子力災害以外の災害に係る指定避難所等としての使用状況に基づき、玄海町及び関係周辺市に対し、代替となる避難経路や避難施設について示すものとする。 (略)</p>	